

婦人労働の実情

—昭和50年—

労働省婦人少年局

婦人労働の実情

昭和50年

労働省婦人少年局

は し が き

例年、政府関係機関の発表した各種統計資料等から、婦人労働に関するものを「婦人労働の実情」としてとりまとめ、年毎の婦人労働の動きを紹介してきました。

今年は、昨年に引き続き、長期的にみた婦人労働の動きと、当面の勤労婦人対策の概況についてまとめました。

婦人労働問題に関心をもたれる方々の参考になれば幸いです。

昭和51年9月

労働省婦人少年局長

目 次

は し が き

I 昭和50年における婦人労働の概況	1
1 婦人の就業	1
2 婦人の労働条件	2
3 母性保護等	3
4 労働組合のなかの婦人	3
II 長期的にみた婦人労働の動き	5
A 婦人の就業状況	5
1. 経済活動への婦人の参加	5
2. 婦人の就業分野の拡大	6
a 従業上の地位別にみた女子雇用者の変化	6
b 産業別にみた女子雇用者の変化	7
c 職業別にみた女子雇用者の変化	7
d 製造業における男子の就業分野への女子の進出	8
3. 最近の勤労婦人の特徴	9
a 中高年婦人、既婚婦人の雇用増大	9
b 高等教育終了者の増大	9
c 短時間就業者の増大	10
d 就労形態の多様化	10
e 勤続年数の長期化	10
B 婦人の賃金、労働時間	11
1. わが国の賃金制度と婦人の賃金	11
2. 婦人の賃金水準と男女賃金格差	12
3. 婦人の労働時間	14
III 勤労婦人対策の概況	15

1. 法 制	15
a 就業における男女平等に関する法規	15
b 勤労婦人の労働条件の保護に関する法規	16
c 勤労婦人福祉法	17
2. 能力有効発揮のための主な措置	17
a 職業指導	17
b 職業訓練	18
c 職業講習	20
d パートタイム雇用対策	20
e 寡婦等雇用対策	21
3. 家庭生活との調和のための主な措置	21
a 保 育 所	21
b 育児休業	22
4. 母性給付その他の社会保険制度	22
a 健康保険	23
b 雇用保険	23
c 労働者災害補償保険	24
d 厚生年金保険	24

一統計表一

1 昭和50年における婦人労働の概況

1 婦人の就業

(1) 労働力人口

昭和50年の15歳以上女子人口は4,342万人で、男子(4,105万人)より237万人多い。また、女子労働力人口は1,987万人で、労働力人口総数の37.3%を占めている。(表1)

48年に48.2%まで高まった女子労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、その後2年続けて低下し、50年は45.8%となった。労働力率の低下、もしくは停滞傾向は、ほぼ各年齢層にわたっており、なかでも15~19歳層の低下が目立っている。

(2) 就業者

50年の女子就業者数は1,953万人で、前年より20万人(1.0%)減少したが、その大半は、いわゆる縁辺労働力的性格を持つ「家事などのかたわらの仕事」の就業者の減少によるものである。しかし、急激な伸びを示した48年から一転減少に転じて51万人が減少した49年に比べれば減少のテンポは鈍化した。

農林業就業者は323万人で、1.5%減少したが、対前年減少率は最近5年間で最も低い。

非農林業就業者数は1,630万人で、49年に引き続き減少した。

女子就業者を従業上の地位別にみると、自営業主281万人、雇用人1,167万人、家族従業者は502万人となっている。(表3)

(3) 雇用人

50年の非農林女子雇用人(1,159万人)は、前年に引き続き減少(0.4%)したが、一方、男子雇用人は0.6%増加したため、雇用人総数に占める女子の割合は前年より若干低下し、32.0%となった。

配偶関係別では、未婚者の減少、有配偶者の増加傾向が続く、有配偶者

(595万人)が女子雇用者の過半数を占め、死別・離別を含めた既婚者の割合は62.2%に上昇(前年は60.8%)した。(表12)

産業別にみると、製造業361万人、サービス業313万人、卸売・小売業290万人で、女子雇用者の8割以上がこれらの産業に集中している。これを前年と比べてみると、製造業で大幅に減少(対前年比7.4%)したのをはじめ、建設業でわずかながら減少している。一方、運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業(5%)、サービス業(4.3%)等では増加している。(表6.7)

2 婦人の労働条件

(1) 賃 金

50年における女子の一人平均月間現金給与総額(毎月勤労統計調査)は11万4,067円(男子20万4,295円)で、前年より17.1%増加(男子13%増)したが、この35年以降の増加率は46年(17%)に次ぐ低い伸び率となった。

現金給与総額について男女間格差をみると、男子の賃金を100とした女子の賃金は55.8で、前年(53.9)より縮小している。(表26-ロ)

また、賞与等特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与(賃金構造基本統計調査)でみると、さらに男女の賃金格差は縮小し、男子を100とした女子の賃金は61.4となっている。(表26-イ)

産業別に現金給与総額をみると、サービス業(15万1,578円)を筆頭に、電気・ガス・水道・熱供給業(14万9,092円)、運輸・通信業(13万5,674円)、金融・保険業(13万3,615円)で比較的賃金水準が高く、その他の業種は全産業平均の賃金水準を下まわっている。(表27)

(2) 労働時間等

週休二日制の普及等による所定内労働時間の短縮と雇用調整による所定外労働時間の規制等により、女子の実労働時間数も減少し、一人平均月間総労働時間は163.0時間(前年は163.9時間)、所定内労働時間158.2時間、所定外労働時間4.8時間となっている。(表30)

3 母性保護等

昭和49年から50年3月迄の一年間に出産した女子労働者の割合は、女子労働者の2.7%、有夫者の6.4%である。なお、女子労働者が妊娠又は出産によって退職した割合は、出産者（産前産後休業中に退職した者を含む）の半数に近い（47.2%）。（表45）

(1) 母性保護規定等の実施状況

産前産後の一人平均休業日数は、産前36.2日、産後は47.9日となっている。

日数別の分布では、産前は36日から42日までの者が35.7%で最も多く、6週間を超える者は24.2%である。産後は42日の者が最も多い（43.3%）が、6週間を超える者の計は43.8%となっている。

妊娠中に軽易業務に転換した女子労働者は、妊娠した者の12.2%で、そのうち妊娠5ヵ月未満に転換した者は半数近い（47.9%）。

また、出産後も勤務し続けた女子労働者のうち、育児時間を請求した者は18.7%で、請求時間は一日二回各30分の者が30.3%、一日一回60分の者が33.0%、その他が36.7%である。（表47）

(2) 育児休業

育児休業を実施している事業所（規模30人以上）は5.7%である。産業別には運輸・通信業が9.4%、製造業が7.1%と高い割合を示しており、また、規模別には事業所規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

また、育児休業制度実施事業所の割合の推移をみると、46年は2.3%にすぎなかったが、48年には4.3%、49年には5.7%と年々わずかながら増加している。

4 労働組合の中の婦人

50年6月末現在の女子労働組合員数は、345万人、推定組織率（女子雇用者総数に占める女子労働組合員数の割合）は28.9%で前年とほとんど変わらない。しかし、男子の推定組織率（36.0%）に比べるとかなり低い。

女子組合員の産業別構成比をみると、製造業が全産業の31%を占め、ついでサービス業(20.9%)、金融・保険業(15.5%)、公務(12.5%)の順になっている。組合員中に占める女子の比率をみると、金融・保険業では、女子は55.9%を占め、サービス業(42.2%)、卸売・小売業(41.0%)、公務(32.8%)等では女子の割合は高く、その他の産業では、全産業の平均を下まわっている。(表52.53)

Ⅱ 長期的にみた婦人労働の動き

産業の発達、社会の進展にともなって婦人の社会的活動は増大してきたが、とくに第二次大戦後の経済復興、経済成長とともに経済活動に従事する婦人の増加が著しい。とくに、昭和30年代以降、産業構造の変化にともなって農林業就業者の他産業流出が続くなかで、非農林業における女子雇用者の大幅な増加がみられ、女子雇用者数は雇用者全体の3分の1を占めるに至った。

女子雇用者の量的増大とともに、技術革新の進行、高等教育の普及等を背景に、その就労分野も次第に拡大している。また、近年中高年婦人の雇用化とくに家庭の主婦の就労がめざましく、勤労婦人の構成も多様化してきている。

婦人の雇用は、昭和30年代以降の高度経済成長の中で増大してきたが、経済成長率が戦後初めてマイナスを記録した昭和49年以降2年連続して減少している。

長期的にみて婦人雇用の増大した背景には次のような要因が考えられる。

まず、需要側の要因としては高度経済成長のもとで労働力需要が著しく増大したこと、上級学校への進学率の上昇、出生率低下の影響等により42年以降新規学卒の若年労働力が減少し、労働力の給源転換がすすめられたこと、技術革新の進展等による生産方式の機械化・自動化にともない単純作業・不熟練の就業分野が拡大したこと、などである。

他方、供給側の要因としては、高学歴化にともなって社会参加意識が高まったこと、出生児数の減少による育児期間の短縮・家庭用電気機械器具の普及にともなう家事労働の軽減によって余暇が増大したこと、生活水準の上昇とともに、また最近では物価の上昇や老後生活の不安に対して追加収入の必要性が高まったこと、などが挙げられる。

A 婦人の就業状況

1. 経済活動への婦人の参加

昭和50年現在、日本における女子労働力人口は1,987万人で、労働力人

口全体の37%を占め、労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は46%である。

また、年齢階級別では、35歳以上の中高年齢者が女子労働力人口の過半数(57%)を占めるに至っている。なお、離・死別者の労働力率が相対的に低いのは、高齢者が多いためと考えられる。(表2)

女子労働力人口を世帯主の続柄別にみると、一般世帯の女子世帯主7%、世帯主の配偶者52%、その他の家族32%、単身世帯のものが8%である。労働力率でみると世帯主の配偶者(44%)、その他の家族(42%)に比べ、女子世帯主の労働力化が66%と最も高く、次いで単身世帯の者が60%となっている。

一方、女子の非労働力人口は2342万人で、うち家事従事者68%、通学者15%、その他17%となっている。また、男子の非労働力人口は756万人で、通学者56%、家事従事者1%、その他43%である。

女子労働力人口のうち、就業者数は1953万人、完全失業者数は34万人で、失業率(労働力人口に占める完全失業者数の割合)は1.7%である。なお、男子の完全失業者数は66万人、失業率は2.0%で、女子の失業率の方が低い。女子の失業率が小さいのは女子離職者のうちに失業者として労働市場にとどまらず、非労働力化する者があることも影響していると考えられる。(表23)

2. 婦人の就業分野の拡大

a. 従業上の地位別にみた女子就業者の変化

従来、わが国における婦人の就業分野は農林業家族従業者が中心であったが、昭和30年代以降の高度経済成長の進行に伴って、就業者数は急速な増加を示し、その過程で非農林業雇用者が著しく増加し、女子就業者の過半数を占めるようになった。

戦後の昭和25年頃までは女子就業者の約6割が農林業に従事していたがその後農林業就業者の比率が低下し、50年には非農林業就業者が83%を占めるに至っている。他方、男子は非農林業就業者の比率がさらに高く、91

%を占めている。

また、25年当時女子就業者のうち61%が家族従業者で、雇用者は26%（雇用者総数の26%）にすぎなかったが、その後雇用者が大幅に増加して50年には1,167万人をこえ、女子就業者の60%（雇用者総数の32%）を占めるようになった。他方、家族従業者の割合は26%に低下し、自営業主はほぼ横ばいの14%となっている。なお、男子就業者は3269万人で、雇用者の比率が76%とさらに高く、自営業主は20%、家族従業者は4%を占めるにすぎなくなった。（表3）

b. 産業別にみた女子雇用者の変化

前述のように、女子雇用者は非農林業で大幅に増加したが、なかでも近年卸売・小売業、サービス業での増加が著しい。また、製造業には女子雇用者の最も多くが就労しているが、従来女子の代表的就労分野であった繊維業では減少傾向が続き、代って金属・機械等の重工業での伸びが大きい。

昭和35年から50年までの15年間に女子雇用者の増加数の著しかった産業は卸売・小売業、製造業、サービス業である。また、増加率でみると、金融・保険・不動産業、卸売・小売業で女子の雇用増加が著しかった。

一方、女子の雇用者が減少した産業は、農林業、漁業・水産養殖業と鉱業である。

c. 職業別にみた女子雇用者の変化

製造業、卸売・小売業における女子雇用者の増大にともなって、事務従事者のほか、技能工・生産工程従事者や販売従事者での増加が著しい。なお、最近管理的職業従事者の伸びが目立っているが、実数はわずかである。

35年から50年にいたる女子雇用者数の変化を職業別にみると、農林・漁業従事者と採鉱・採石作業従事者及び運輸・通信従事者を除く他の職業でいずれも増加しているが、とくに事務従事者、技能工・生産工程従事者および単純労働者、販売従事者の増加が著しい。なお、40年に70万人の増加をみた運輸・通信従事者は50年には大幅に減少している。

増加率では、管理的職業従事者での伸びが最も大きく、事務従事者、販売

従事者、専門的・技術的職業従事者などがこれに次いでいる。

50年現在の職業別雇用状況を見ると、事務従事者（399.7万人）が最も多く、次いで技能工生産工程従事者（313.3万人）、サービス職業従事者（157.4万人）、販売従事者（134.3万人）、専門的技術的職業従事者（140.7万人）などとなっている。

また、雇用者中に占める女子の比率でみると、サービス職業で女子が過半数（65.8%）を占めているほか、事務従事者（47.5%）、専門的技術的職業従事者（40.5%）に女子が多い。

なお、女子の管理的職業従事者は飛躍的に増加しているが女子雇用者中に占める割合でみると、依然として1.0%にとどまり、また管理的職業従事者に占める女子の比率は5.2%にすぎない。（表8）

d. 製造業における男子の就業分野への女子の進出

生産技術の進展による作業の機械化・自動化に伴って、製造業における技能工、生産工程作業員および単純労働者の増加が著しいが、これとともにこれらの分野にも徐々に変化が現われている。

従来、女子の最も多い分野は製糸・紡績作業員であったが、徐々に減少し代って電気機械器具組立・修理作業員、金属加工および一般機械組立・修理作業員などの増加がみられる。

婦人少年局が44年に行った調査（女子労働者の就労状況の変化に関する調査）によると、過去3年間に従来男子が就いていた仕事に女子を就けるようになったところは、製造業事業所の22%で、このうち18%までが生産現場の仕事に女子を新たに就業させている。

男子から女子に切り替えた理由としては、「男子の仕事の一部を分けて女子がやれるようにしたから」が最も多いが、その他「機械化等により女子でもできるようになったから」「最近女子が能力的に向いていることがわかったため」「男子が採用できないからその代替として」等が大きな理由として挙げられている。

「最近女子が能力的に向いていることがわかったため」女子にかえたとい

う事例はプログラマーを主とする専門的・技術的職業、事務的職業、製図工、写図工などの職種に多く技能工生産工程作業では「機械化等により女子でもできるようになった」「男子が採用できないからその代替として」「女子の方が賃金がやすい」などの理由が目立っている。

3. 最近の勤労婦人の特徴

a. 中高年婦人、既婚婦人の雇用増大

従来わが国の女子雇用者は未婚の若年層が中心であったが、経済の高度成長とともに女子雇用の拡大の過程で、若年・未婚者の割合は縮小し、中高年・既婚者の割合が増大している。

昭和35年には、女子雇用者のうち30歳以上の者は36%を占めるにすぎなかったが、近年中高年齢婦人の職場進出が著しく、50年には30歳以上の者が過半数(57%)を占めるに至っている。(表9)

また、これとともに既婚女子雇用者が大幅に増加し、35年当時未婚者が女子雇用者の6割強を占め、有配偶者の比率は25%程度にすぎなかったが50年には未婚者の比率が38%に低下する一方、有配偶者は51%に増大して離別・死別者(11%)を含めると、既婚婦人が女子雇用者の6割をこえるに至っている。(表12)

b. 高等教育終了者の増大

上級学校進学率の上昇とともに、女子雇用者中に占める高等教育終了者の割合も増加傾向を示している。49年の就業構造基本調査により女子雇用者の教育程度別構成をみると、初等教育終了者(旧制小学校・新制中学校卒業生)41%、中等教育終了者(旧制中学校・新制高等学校卒業生)45%、高等教育終了者(短期大学・高等専門学校・大学卒業生)13%、在学者0.9%である。近年、初等教育終了者の比率が低下し、中等教育終了者の比率はほぼ横ばいで、高等教育終了者の比率は43年(8%)、46年(10%)に比べ、わずかながら上昇している。(表13)

c. 短時間就業者の増大

家庭婦人の職場進出の増大にともなう、近年、パートタイム就労の女子雇用者の増加が著しい。

非農林業女子雇用者数を週間就業時間別にみると、週35時間未満の短時間就業者数は50年現在198万人で、44年当時(119万人)の2倍近くに増加しており、この間の女子雇用者の増加率を上まわる伸びを示している。その結果、雇用者中に占める比率をみると、44年当時の12%から17%に上昇している。(表22)

ちなみに、就業構造基本調査(49年)によって、女子無業者の就業希望状況をみると、就業希望者(776万人)のうち305万人(39%)が短時間で雇われたいと望んでおり、43年(197万人・30%)、46年(257万人・39%)に比べ、かなり増加している。短時間勤務を希望する者のうち、25～34歳層が40%を占め、次いで、35～44歳28%、15～24歳15%と家事・育児の負担の大きい年齢層の者が多い。

d. 就労形態の多様化

既婚婦人・中高年婦人の雇用増大にともなう、最近では結婚まで就労する者のほか、結婚・出産後も引き続き就労する者、結婚・出産により一時職業生活を中断し育児の負担が少なくなった段階で再び職業生活に復帰する者中高年になってはじめて職場に出る者など、女子雇用者の就労形態は多様化してきた。

就業構造基本調査(49年)によると、女子離職者のうち結婚又は出産を機に職場を辞めた者は過半数を占めているが、婦人少年局が行った調査(女子労働者の雇用管理に関する調査、46年)によれば、未婚者のみを雇用する事業所は14%にすぎず、86%の事業所に既婚女子労働者が就業しており、このうちの半数の事業所には、未婚当時からの継続勤務者が雇用されている。

e. 勤続年数の長期化

賃金構造基本統計調査によると、35年当時女子労働者の平均勤続年数

(同一企業に勤続した年数)は4.0年であったが、50年は5.4年(サービス業を含めると5.8年)とわずかながら長期化傾向がみられる。(表14)

また、前述の婦人少年局調査(46年)によれば、55%の事業所に10年以上勤続の女子労働者が雇用されており、これらの長期勤続者が女子労働者の8.6%を占めている。

なお、勤続年数の推移を年齢階級別にみると、40歳以上の年齢層では平均勤続年数がかかなり伸びており50年には50～54歳層での平均勤続年数の伸びが目立っている。(表15)

B 婦人の賃金、労働時間

1. わが国の賃金制度と婦人の賃金

わが国では、歴史的社会的背景の中で、賃金は職種別に決められるのではなく、賃金の決め方は企業毎に異なる傾向が強い。そして企業が賃金を決定する要素として、一般に学歴、年齢、勤続年数など個人的な属性が重視されてきた。さらに属人的要素のうちでも、労働者が同一企業に定着する傾向が強い雇用慣行を背景として、勤続年数の比重が高い。このような事情と関連して、定期昇給制度がほとんどの企業に普及して、労働者の勤務成績などを加味しながら、勤続年数の増加に応じて賃金が引上げられるのが一般的である。

また、扶養家族数、住宅費など生活費に直接対応する諸手当や職務に対応した勤務手当などがかなり採用されていることも賃金決定上の特徴として挙げられる。

そのため、従来から職業経験が浅く、また家計の主たる担い手ではない若年層や女子労働者の賃金は相対的に低くなっていた。近年若年労働力不足の深刻化にともなって、若年層の賃金水準はかなり改善され、また若年層での男女賃金格差は小さいが、中高年齢層についてみると女子労働者の賃金水準は依然として相対的に低い。

なお、女子労働者を短期・補助的労働力として固定化し、能力開発や昇進

・昇格の機会を限定するなど、女子労働力を男子労働力に比して、一般的に低く評価するというような風潮がまだ残っており、このことが女子労働者の賃金水準を低くしている面をもっているものと考えられる。

2 女子の賃金水準と男女賃金格差

わが国には賃金率という概念が明確には存在しないので、賃金を1人平均月間現金給与総額でみると、女子労働者の賃金は、高度経済成長のもとで、昭和35年当時の12414円から50年には114067円と9倍をこえる伸びを示している。この間、女子の賃金の対前年増加率は、ほぼ毎年男子の賃金の伸びを上まわってきた。(表26-1・ロ)

昭和35年から50年の間に男子の賃金(平均月間現金給与総額)を100とした女子の賃金の比率は43から56に上昇し、男女の賃金格差は徐々に縮小してきている。また、賞与など特別に支払われた給与や超過勤務手当を除いた所定内給与額でみると、50年現在の男女賃金格差は61とさらに小さいことがうかがえる。

このように、男女の賃金格差が徐々にではあるが縮小してきた背景には、既に指摘したように労働力不足の進展にもなっており女子労働力に対する需要が急増したことおよび女子労働者の学歴構成が高まり、平均年齢・平均勤続年数が伸びてきたこととあいまって、管理的職業や専門的技術的職業従事者が増えるなど、婦人の就業分野もわずかながら拡大してきた事実があることが認められる。

賃金の男女間格差を生じさせている基本的な要因としては、女子の就業分野が男子と異なること、女子の勤続年数が男子よりも短いことが考えられる。

a. 就業分野の相違

一般的に女子の勤続期間が短いことが予想されることから、企業は女子労働力を短期補助的労働力として固定化する傾向があり、女子高学歴者の採用を手控えたり、能力開発や昇進・昇格の機会を限定する場合がみられる。また、長い間職業生活を中断した後入職する場合には技能・技術を身につけておらず、単純軽作業に就業せざるを得ないという事情がある。このように女

子労働者の多くが単純軽作業に就業していることが、男女の賃金格差の要因の一つになっていると思われる。

b. 勤続年数の違い

前述したように、わが国ではいわゆる年功序列賃金制度が一般的に採用され、そこでは個人的な属性、なかでも勤続年数が重要な賃金決定要素の一つとなっている。このような賃金制度の下では女子の勤続年数が、男子と比べて相対的に短いことが、男女の賃金格差の要因となっている。

女子の勤続年数が短いのは、女子の仕事が結婚、出産、育児等により中断されることが多いことによる影響が大きい。また、企業の方も前述のように女子労働力を短期・補助的労働力として位置づける傾向が強く、いわゆる結婚退職・若年定年等の事例も時には見られることもある。

近年労働力需給関係の変化や労働態様の変化によっても、労働力の流動性の促進、労働者の能力の有効発揮などの観点から、賃金決定要素として、勤続年数等の個人的属性以外に職務・職能を考慮した賃金制度を導入する傾向がみられる。しかし、女子労働者の多くは、昇進・昇格の機会の乏しい補助的職種・不熟練労働分野に集中している現状では、職務・職能給の導入が直ちに男女賃金格差の縮小に大きな影響を与えるとは考えられない。

また、男女の賃金格差を月間現金給与総額でみる場合は、以上に述べたこと以外に男女の労働時間の差が賃金の格差として現われてくる。月間総実労働時間数をみると、昭和50年現在、男子の175.8時間に比べ女子は163.0時間と相対的に少なくなっている。このうち、所定外労働時間についてみると男子は13.0時間、女子は4.8時間で、割増賃金の支給される時間外労働に従事した時間数での差が大きいことがうかがえる。この点については、既に指摘したように、超過勤務手当等を除いた所定内給与額でみると、統計上に現われる男女の賃金格差はさらに小さくなっている。

なお、わが国の賃金は、仕事の内容、労働時間数とはかわりなく、扶養家族数、住宅費など生活費に対応する諸手当が含まれることが多い。女子は家計の主たる担い手ではないことが多いので、これらの生活手当は主として

世帯主の男子に支給され、女子は支給されることが少ない。この生活手当の差も月間現金給与総額の男女格差の一要因となっているものと思われる。

3. 婦人の労働時間

1人平均月間総実労働時間数の推移をみると、男女に共通して昭和30年代中頃以降減少傾向が続いている。この実労働時間の減少傾向は、30年代は主に残業時間の規制による所定外労働時間数の減少によるものであり、40年代に入ってから、所定労働時間の短縮を中心とした労働時間制度の改善等にもなって、主に所定内労働時間数の減少がみられた。なお、1人平均月間出勤日数もわずかながら減少しているが、これは50年9月現在なんらかの形で週休2日制を実施している企業は44.2%に及び、労働者の70.9%に実施されるようになるなど週休2日制の普及によるところが大きいと考えられる。

女子の月間総実労働時間数は、昭和35年当時1921時間（うち所定内1816時間、所定外105時間）であったが、50年には1630時間（男子は1758時間）に減少している。このうち、所定内労働時間数は158.2時間（男子162.8時間）、所定外労働時間数は4.8時間（男子13.0時間）で、男子の労働時間数に比べいずれも相対的に少ない。女子の労働時間数および出勤日数が男子より少ないのは、法令上労働時間の制限があることのほか、既婚婦人の雇用増大にともないパートタイム雇用者が増加したこと等にもよるものと考えられる。（表30）

Ⅰ 勤 労 婦 人 対 策 の 概 況

1 法 制

第2次世界大戦後の民主的改革のなかで、昭和21年11月に公布された日本国憲法によって、日本の婦人は、他の近代国家におけると同様の基本的人権を賦与され、同時に政治・経済・社会のすべての面において男子と同等の権利を有することが宣言された。

a. 就業における男女平等に関する法規

(a) 憲法によって保障された法の下での平等の原則(14条)、職業選択の自由(22条)を具体化するものとして、職業安定法(3条)では、職業紹介および職業指導における男女の差別的取扱を禁止している。

(b) 憲法は、また勤労者の団結権・団体交渉その他の団体行動権(28条)を認めているが、さらに労働組合法(5条)は、組合員資格に関する男女の差別的取扱いの禁止を、労働組合同規約に規定するよう義務づけている。

(c) また、従来男子より低位にあった女子労働者の社会的・経済的地位の向上を図るため、労働基準法(4条)では賃金についての男女の差別的取扱を禁止している。なお、賃金以外の労働条件については、同法(3条)で国籍・信条又は社会的身分による差別を禁止しているのみで、性別を理由とする差別については取締規定を設けていない。

(d) 一般労働者に対する労働基準法の規定に対応して、公務員については、国家公務員法(27条)、地方公務員法(13条)により、男女の差別的取扱を禁止している。

(e) なお、民法は、私人の権利・義務について規定している基本法であり、私的行為の全領域にわたる通則として作用しているが、その冒頭(1条の2)で、両性の本質的平等を本法の解釈基準とすべきことを規定している。また、90条では、公の秩序善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為を無効とし、その法的効力を否定しており、男女の平等取扱の原則がここにいう公の秩序をなすものと解されている。

(f) さらに、47年に施行された勤労婦人福祉法は「勤労婦人が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むことができるように配慮される」べきことを基本的理念として掲げている。

b. 勤労婦人の労働条件の保護に関する法規

憲法(27条)の規定を受けて、昭和22年に施行された労働基準法により就業時間・休息その他の労働条件について最低基準が確立された。同法および女子年少者労働基準規則には、労働時間等に関する制限、危険有害業務への就労禁止、母性保護等勤労婦人の労働条件に関する特別規定が設けられている。

(a) 労働時間については1日8時間、1週48時間を原則とし、労働者代表と使用者との協定により時間外労働が認められる場合にも、女子の場合は1日2時間、1週6時間、1年150時間以内に制限される。

(法32条、36条、61条)

休日は毎週最低1日与えることを原則とし、女子の休日労働は原則として禁止されている。(法35条、36条、61条)

特定の職種(保健衛生の事業・接客娯楽の事業・電話の事業等に従事する者、航空機のスチュアード・ラジオテレビのプロデューサーおよびアナウンサー等の業務に従事する者)以外は、原則として午後10時から翌朝5時までの夜間の就業が禁止されている。(法62条、女年則6条)

(b) 一定の範囲の危険有害業務(動力によるクレーンの運搬、重量物の取扱い、鉛・水銀等を発散する場所における業務、坑内労働等)については女子の就労が禁止されている。(法63条、64条、女年則7～9条)

(c) 女子労働者が妊娠した場合には、産前は申出により6週間以内、産後は使用者の義務として原則として6週間の休暇が認められる。また、妊娠中他の軽易業務への転換を請求することができる(法65条)。産前産後休業をとる女子労働者については、その休業期間およびその後30日間の解雇を禁止することによって、さらに保護している。(法19条)

生後1年未満の生児を育てる女子労働者は、休憩時間とは別に1日2回各30分の育児時間をとることができる。(法66条)

生理日の就業が著しく困難な女子および生理に有害とされている業務(著しく精神的又は神経的緊張を必要とする業務、相当に筋肉の労働を必要とする業務等)に従事する女子労働者は申出により生理休暇をとることができる。(法67条, 女年則11条)

c. 勤労婦人福祉法

勤労婦人の福祉に関する基本的理念を明らかにし、勤労婦人の福祉に関する措置について事業主の自主的努力を促すことを目的として、47年に勤労婦人福祉法が制定・施行された。

本法は、国または地方公共団体が勤労婦人に対する職業指導・職業訓練の充実に努めるほか、勤労婦人の福祉について国民の関心と理解を深めるとともに勤労婦人自身の意識の高揚を図るため必要な啓発活動を行うことおよび勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とした「働く婦人の家」の設置に努めること等を規定している。

また、本法は事業主に対して、その雇用する勤労婦人について妊娠中・出産後の健康管理に関する配慮および育児休業その他育児に関する便宜の供与を行うよう努力義務を課している。前述のように、労働基準法は産前産後の休業、妊娠中の軽易業務転換、育児時間等についてすべての職場における最低の労働条件として罰則をもって定めているが、本法では労働基準法に規定されている措置以外に事業主が必要に応じて適宜の措置を講ずるよう包括的な規定を設けている。

2 能力有効発揮のための主な措置

a. 職業指導

全国に設置されている公共職業安定所(約500カ所)では、職業紹介事業の一端として職業指導を行っているが、主として家庭婦人が対象となるパートタイム職業紹介については、これを取扱う窓口がすべての公共職業安定所に設けられている。このほか、雇用情報の提供、職業相談等のサービス活動を行

うターミナル職業相談室を45年以来全国主要都市17カ所に設置している。

b. 職業訓練

(a) 公共職業訓練

国、都道府県、市町村および雇用促進事業団の設置した公共職業訓練施設が行う職業訓練は、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練、再訓練および指導員訓練の5種類に大別されている。

養成訓練は、主として青少年に対して職業に必要な基礎的な技能・知識を習得させることによって、技能労働者としての能力を養成するために行うもので、これには6月(高卒)又は1年(中卒)の比較的短期の訓練期間で行われる専修訓練課程、1年(高卒)～2年(中卒)の比較的長期の訓練期間の高等訓練課程があるほか、昭和50年度から新たに高卒者を対象に訓練期間2年の特別高等訓練課程が設けられている。昭和50年度における養成訓練の入校者規模は約58,000人であり、入校者の7%が女子である。専修訓練課程には51種類の、高等訓練課程には41種類の訓練科があるが、女子訓練生は洋裁、縫製、経理事務、美容、機械製図等の訓練科に多い。

能力再開発訓練は労働者に対して、従前の職業等を考慮して、新たな職業に必要な技能・知識を習得させることによって技能労働者としての新たな能力を開発するために行うものである。50年度における能力再開発訓練の実施規模は77,000人であり、このうち約60,000人は公共職業訓練施設内で行われている。施設内訓練在校者の27%は女子である。女子訓練生は事務、縫製、家政、写図、タイプライター、洋裁に多い。

向上訓練は養成訓練を受けた労働者等に対し、より高度の技能・知識を習得させることによって技能労働者としての能力を向上させるために行うものであり、再訓練は養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練を受けた労働者等に対し、その職業に必要な技能・知識を補充させることによって、技能労働者としての能力を確保させるために行うものである。また、指導員訓練は職業訓練指導員を養成し、又はその能力の向上に資するために行うものである。

これら公共職業訓練を行う施設は全国で約440校で、50年度における

職業訓練実施規模は約 21 万人であった。

なお、公共職業訓練等の受講の促進と援護を図る措置のなかから、女子に関連の深いものを挙げると次のとおりである。

イ 受講者に対する援護

○技能者育成資金

公共職業訓練施設の行う養成訓練、能力再開発訓練または長期指導員訓練課程の指導員訓練を受ける人で、経済的理由により訓練受講が困難な人に対して、雇用促進事業団から技能者育成資金が無利子で貸付けられる。

なお、貸付金は技能検定に合格し、その後引き続き当該種類の職業に 1 年以上従事していた場合には返済が免除される等の特典が設けられている。

○訓練手当等

職業転換訓練を受ける人のうち、雇用保険失業給付受給資格者に対しては訓練期間中は所定の給付期間を延長して基本手当が支給されるほか、平均月額 10,750 円の技能習得手当が支給され、雇用保険失業給付受給資格者以外の人のうち中高年齢者等で一定の所得以下の人に対しては、平均月額 60,443 円の訓練手当が支給される。

ロ 事業主に対する援護

○有給教育訓練休暇奨励給付金

労働者の自発的な教育訓練の受講を奨励するために、労働協約、就業規則に基づき企業外の教育訓練を受ける労働者に対して、通常の勤務時間内に賃金を支給しつつ教育訓練を受けさせる、いわゆる有給教育訓練休暇の付与を制度化している事業主に支給されているものである。なお、51 年度の支給月額は中小企業 30,000 円、大企業 225,000 円、支給期間 2 週間以上 4 カ月未満となっている。

○職業訓練派遣奨励給付金

その雇用する労働者に公共職業訓練施設の行う職業訓練等を受講させる中小企業事業主に対して支給されるものである。なお、51 年度の支給月額は 30,000 円、支給期間 2 週間以上 4 カ月未満となっている。

(b) 認定職業訓練

事業主等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備、指導員等が労働省令で定める基準に適合するものは、申請により都道府県知事はその旨を認定することができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練と呼んでいる。

認定職業訓練を実施している事業所等の数は、50年4月には事業主が単独でその雇用労働者に対して行うもの365所、事業主の団体が行うもの699団体で、共同の訓練団体を構成している事業所数は、約15万所である。50年4月末現在の訓練生は約80000人で、うち女子の訓練生は9,981人と訓練生全体の14%を占めている。女子訓練生数を訓練科別にみると、洋裁科、和裁科、洋服科に多い。

c. 職業講習

上記職業訓練のほか、都道府県婦人少年室では中高年齢婦人の就職を容易にするため、医療事務、厚生事務、経理事務、写図、衣料販売の職種について2週間にわたる短期職業講習を実施している。

また、都道府県では看護婦、保母等の資格を有する主婦の再就職を促進するため、意識調査を行ったり、職業研修を実施しているところもある。

d. パートタイム雇用対策

近年における若年労働力不足の進展にともない、パートタイム労働力に対する需要が増大する一方、家庭婦人等の中には生活様式の変化等に伴って、パートタイム就労を希望する者が増加してきている。

しかしながら、我が国におけるパートタイム雇用制度の歴史は浅く、パートタイムに関する雇用制度は未だ十分に確立していない。このことから、雇い入れる側においてもパートタイマーの雇用管理について関心が薄く、また就労する側においても労働者としての意識が低いなど、パートタイマーの就労に関して種々問題が見られた。

このため、労働省においては、パートタイマーの職業紹介についての体制整備を図ることとし、次のような対策を講じている。

(a) パートタイム求職者の多い主要公共職業安定所に、パートタイマー

専門コーナーを設置すること。

(b) 大都市における一般の利用に便利なターミナル等に設置している「ターミナル職業相談室」においてパートタイマーの職業紹介を行うこと。

(c) パートタイム就労希望者に対して、家庭責任との両立を図りつつ、能力と適性を有効に発揮できるための指導及び講習会を開催すること。

(d) 事業主に対して受入体制の整備及び労働条件の適正化の指導を行うこと。

(e) 求職の「通信受付」、求人の「電話受付」を行うこと。

e. 寡婦等雇用対策

公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、寡婦等雇用奨励金を支給し、寡婦等の雇用の促進を図ろうとするもので、支給対象者一人につき月額10000円(12ヵ月)が支給される。

3 家庭生活との調和のための主な措置

a. 保 育 所

勤労婦人が職業生活を継続するうえで、最大の難関となっているのが育児の負担であり、この解決策の一つとして保育所の整備・拡充が図られている。児童福祉法の規定に基づいて設置・運営される認可保育所に対しては、入所児童の福祉を保障するために「児童福祉施設最低基準」を定め、その設備・運営等が一定の水準を保持できるように指導監督するとともに、公立・私立とも国庫、都道府県及び市町村から設備費と運営費の補助が行われ、施設の整備・運営の充実に図られている。保育所数は、年次計画で増設されつつあり、50年4月現在18,009所、定員168万人を数え、保育所入所該当年齢人口に対する定員数の割合でみても、西欧諸国に劣るものではないが、勤労婦人の増加とともに保育所に対する需要が急激に増大しているため、需要に応じきれない現状にある。

なお、保育所への入所措置をとるべき基準としては、母親が居宅外労働又は居宅内労働をしている場合、母親がいない場合、母親が疾病等の場合、母親も疾病者等の看護をしている場合等が挙げられており、母親及び同居の親族

等が児童の保育に当ることができないことが要件となっている。これらの場合には、児童の属する家庭の所得状況如何にかかわらず、保育所に入所させ一定の所得以上の家庭からは保育に要する費用の一部又は全部を徴収することになっており、児童の属する世帯の所得階層及び児童の年齢区分に応じて基準額が定められている。

ｂ．育児休業

勤労婦人の中には、出産後も勤務する意志をもちながら、育児の負担のために心ならずも職業生活から離脱していくものも少なくない。そこで、前述のように、勤労婦人福祉法に基づいて、育児休業の普及促進を図るための指導、援助が行われている。終身雇用あるいは年功序列賃金制度が根強く存在するわが国の雇用慣行の下では、一度離職すると再就職が難しく、また不利な労働条件を余儀なくされる場合が多いので、育児休業は勤労婦人の職場の確保と労働条件の維持向上のうえで、かなり有効なものと考えられる。

育児休業中の給与については、就業規則、労働協約等による労使の自主的決定に委ねられており、育児休業の実施にあたっては他の休業に対する取扱いとの均衡や支払能力等を勘案して定められているが、実際の取扱い例をみると、休業期間中無給とする事業所が多い。

育児休業の普及の促進を図るため、一定の要件を備えた育児休業制度を実施する事業主に対し、一定額（一事業所１回限り８８,０００円）の奨励金が支給される。さらに、昭和５０年に「義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が成立し国公立の義務教育諸学校、医療施設、社会福祉施設等で働く女子の教員、看護婦、保母等について育児休業制度が設けられた。

４ 母性給付その他の社会保険制度

現行の社会保険制度では、健康保険、労働者災害補償保険、雇用保険及び厚生年金保険において勤労者の所得の停止をもたらす傷病、分娩・失業及び老齢等に対して所得保障の目的で、金銭給付が行われている。このうち、労働者災害補償保険、雇用保険及び厚生年金保険はいずれも政府管掌の制度で

あり、健康保険は各事業所に設立されている健康保険組合を保険者とするものと、健康保険組合の設立されていない事業所に使用される雇用者を被保険者として政府が健康保険事業を行う政府管掌の制度とがある。

a. 健康保険

健康保険制度では、被保険者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分娩及び被扶養者の疾病等に対して保険給付を行っている。このうち、勤労婦人に特有な給付として、分娩費（被保険者が分娩した場合、一時金として標準報酬月額額の半額を支給）、出産手当金（被保険者が分娩の前後各42日間で労働に従事しないため給与の支払いを受けなかった期間、1日につき標準報酬日額の60%を支給）、育児手当金（被保険者が分娩した子供をひき続き育てる場合、一時金として2000円支給）が設けられている。

なお、前述のとおり勤労婦人には労働基準法によって産前産後休業が認められ、また休業期間中及びその後30日間の解雇が禁止されている。産前産後休業については休業中の賃金の支給に関して労働基準法上、何等の規定もなく、労使の自主的決定に委ねられており、休業期間中有給とする事業所は3割余である。

b. 雇用保険

従来の失業保険の抜本的改正によって、50年度から新たに創設された雇用保険は、労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて労働者の職業の安定に資するため、雇用構造の改善・労働者の能力の開発向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的としている。

失業給付には、求職者給付として基本手当のほか技能習得手当、寄宿手当、傷病手当等があり、就職促進給付として常用就職支度金、移転費及び広域求職活動費がある。このうち、最も基本的な給付である基本手当は、その給付率を前職賃金の8割～6割の範囲として、低所得層の給付率を高くしている。また、給付日数については、年齢等による就職の難易度に応じて、30歳未満の場合の90日分から55歳以上の場合の300日までの4段階に区分

している。なお、新たに勤労婦人等の福祉の観点から、出産・育児等一定のやむを得ない事由に該当する失業者について、求職活動を行い得る時期に基本手当を受給できるよう、受給期間（原則１年）を最長４年の範囲で延長できることになっている。

さらに、事業主の負担する保険料のみを財源として雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うこととしているが、雇用改善事業の一環として育児休業奨励金、寡婦等雇用奨励金等を支給することにより、勤労婦人の失業の予防や雇用の促進を図っている。

c. 労働者災害補償保険

労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に対して保険給付を行い、あわせて労働者の福祉に必要な保険施設をなすことを目的とする制度である。

労働者災害補償保険では被災労働者又はその遺族に対して療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料及び長期傷病補償の保険給付が行われている。このうち、障害補償給付の支給される身体障害の障害等級については女子の外傷に著しい醜状を残すものは、第７級（障害の存する期間１年につき給付基礎日額の１３１日分の年金支給）と認定されるのに対して、男子の場合は第１２級（給付基礎日額の１５６日分の一時金支給）とされているなど女子に対する給付を厚くする措置がとられている。

d. 厚生年金保険

厚生年金保険は、労働者の老齢、廃疾、死亡等に対して年金（老齢年金、障害年金、遺族年金等）や一時金（障害手当金、脱退手当金）を支給し、労働者やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。このうち、老齢年金は、男子の場合は２０年又は４０歳以後１５年以上被保険者であった者について６０歳から支給されるのに対して、女子の場合は２０年又は３５歳以後１５年以上被保険者であった者について５５歳から支給されることになっており、男女で支給条件に若干の差が設けられている。

統計表

資 料 目 次

（就労状況）

表 1	15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移……………	29
表 2	年齢階級別労働力人口および労働力率の推移……………	30
表 3	農・非農、従業上の地位別就業者数および構成比の推移……………	32
表 4	職業別就業者数および構成比……………	34

（雇用状況）

表 5	雇用者数および指数の推移……………	35
表 6	産業別雇用者数および構成比の推移……………	36
表 7	産業別女子雇用者数および雇用者総数に占める女子の比率の推移……………	38
表 8	職業別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率の推移……………	40
表 9	年齢階級別雇用者の構成比および雇用率の推移……………	41
表10	雇用形態別雇用者構成比の推移（非農林業）……………	42
表11	規模別女子雇用者構成比の推移（非農林業）……………	42
表12	配偶関係別女子雇用者数および構成比の推移（非農林業）……………	43
表13	女子雇用者の教育程度別構成比の推移……………	44
表14	平均年齢および平均勤続年数の推移（企業規模10人以上）……………	44
表15	年齢階級別平均勤続年数の推移……………	45
表16	製造業中分類別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率……………	46
表17	新規学卒就職者の学歴別構成比の推移……………	47
表18	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移……………	48
表19	女子新規求職者数および新規求人数の推移（月平均）……………	49
表20	入職・離職状況の推移……………	49
表21	離職理由の推移……………	50
表22	短時間就労雇用者数の推移（非農林業）……………	51
表23	完全失業者数および失業率の推移……………	51

表24	継続就業希望意識、年齢階級別就業者の構成比	52
表25	無業者の就業希望	53
	イ、年齢階級別就業希望者の推移	53
	ロ、希望する仕事の形態別就業希望者の推移	54
	(労働条件等)	
表26	月間給与額の男女格差	55
	イ、定期給与および所定内給与の推移(企業規模10人以上)	55
	ロ、月間給与総額の推移(事業所規模30人以上)	56
	ハ、年齢階級別きまって支給する給与および所定内給与の推移	
	(企業規模10人以上)	57
	ニ、年齢階級別、勤続年数別所定内給与の男女格差	
	(企業規模10人以上)	58
	ホ、新規卒卒者の初任給の推移	59
表27	産業別月間現金給与総額および対前年増加率	60
表28	産業別・学歴別女子労働者の平均年齢および所定内給与額等	
	(企業規模10人以上)	61
表29	主な職種別女子労働者の平均勤続年数およびきまって支給する	
	給与額等	62
表30	月間実労働時間数および出勤日数の推移(規模30人以上)	63
表31	主な週休制の形態別企業数および週休制の形態別労働者数の割合	64
	(職場における男女平等関係)	
表32	女子の採用の有無および採用条件の相違の有無別事業所構成比	65
表33	女子を配置しない職種、部門の有無別事業所構成比	66
表34	女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比	66
表35	配置転換の有無別事業所構成比	67
表36	昇進、昇格の有無および女子を昇進昇格させない理由別事業所構成比	67
表37	定年制の有無および決り方別企業構成比	68
表38	男女別定年制における定年年齢別企業構成比	68

表39 定年制規定方法別企業構成比	69
表40 男女別定年制の有無およびその実施理由別事業所構成比	70
表41 過去2年間に於ける男女別定年延長の場合の定年年齢の変化	71
表42 女子のみに適用される退職制の有無、種類別事業所構成比	72
表43 女子に特有な退職制の規定状況	73
表44 男女平等に関する意識	74
イ. 職場においては男女は平等に扱われているか	74
ロ. 職場によって女性が男性と同じ扱いを受けていないところがある	
のをどう思うか	74
ハ. 結婚や出産を機会に勤めをやめることをどう思うか	75
ニ. 結婚や出産を機会に勤めをやめるのはよくない理由	75
ホ. 条件がととのえば勤めをやめなくなると思うか	75
ヘ. 女性の保護等に関する措置が女性の職場を限られたものにするか	76
ト. 女子の雇用管理制度、慣行に対する意識	76
チ. 既婚婦人の就労のための制度、施設の希望	76
(母性保護等)	
表45 女子労働者および有夫者に占める出産者の割合	77
表46 一人平均産前産後休業日数	78
表47 妊娠中の軽易業務転換および育児時間請求者の割合	78
表48 生理休暇の請求状況	79
表49 母性保護規定等の実施事業所の構成比	80
表50 育児休業制度実施事業所および育児休業制度利用者の割合	81
表51 妊娠・出産による退職者の推移	82
(その他)	
表52 労働組合員数および推定組織率の推移	82
表53 産業別単位労働組合数および組合員数	83
表54 認可保育所数および入所児童数の推移	83
表55 上級学校進学率の推移	84

表56	関係学科別短大・大学在学学生数	84
表57	訓練科別の女子の占める割合	85
表58	出生、死亡、平均寿命の推移	86
表59	平均初婚年齢の推移	86
表60	婚姻件数および婚姻率の推移	87
表61	離婚件数および離婚率の推移	88
表62	出生順位別にみた年次別母の平均年齢の推移	89
表63	各国における従業上の地位別女子就業者構成比	90
表64	各国における就業者総数および雇用者総数中に占める女子の比率	91
表65	各国における産業別雇用者数	92
表66	各国における男女賃金格差	93
表67	働く婦人の家設置状況	94
表68	内職相談センター設置状況	96
表69	ターミナル職業相談室設置状況	97
〔参考〕	雇用、職業上の男女平等に関する裁判例	98

表1 15歳以上人口、労働力人口、非労働力人口の推移

		(万人, %)				
		15歳以上 人	労働力人口	非労働力 人	労働力率	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
総 数	昭和35年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,886	5,154	2,723	65.4	100.0
	46	7,980	5,186	2,781	65.0	100.0
	47	8,071	5,199	2,854	64.4	100.0
	48	8,241	5,326	2,893	64.6	100.0
	49	8,344	5,310	3,007	63.6	100.0
	50	8,447	5,323	3,095	63.0	100.0
女	昭和35年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.8	39.3
	46	4,108	2,005	2,098	48.8	38.7
	47	4,152	1,983	2,161	47.8	38.1
	48	4,245	2,048	2,188	48.2	38.5
	49	4,294	2,000	2,282	46.6	37.7
	50	4,342	1,987	2,342	45.8	37.3
男	昭和35年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,826	3,129	691	81.8	60.7
	46	3,871	3,182	683	82.2	61.3
	47	3,920	3,216	694	82.0	61.9
	48	3,996	3,278	705	82.0	61.5
	49	4,051	3,311	726	81.7	62.3
	50	4,105	3,336	754	81.3	62.7

総理府一労働力調査

表 2 年 齡 階 級 別 勞 働 力

		総 数	15-19 歳	20-24	25-29	30-34	35-39	40-54	55-64	65以上	
総	労働力人口 (万人)	昭和35年	4,511	453	601	576	584	475	1,102	466	225
		40	4,787	392	725	598	591	589	1,187	478	229
		45	5,154	301	807	644	604	634	1,407	525	231
		46	5,186	274	853	607	603	636	1,447	540	227
		47	5,200	233	812	625	625	645	1,495	535	229
		48	5,326	217	761	677	649	655	1,572	550	243
		49	5,310	192	695	706	668	641	1,616	548	243
		50	5,323	168	650	748	658	639	1,658	557	245
数	労働力率 (%)	昭和35年	69.2	50.8	78.0	74.3	76.4	76.0	74.4	66.4	39.8
		40	65.7	36.1	78.0	72.6	74.1	78.2	76.8	65.3	37.1
		45	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.6	78.4	64.2	31.8
		46	65.0	31.2	75.4	70.3	71.8	76.8	78.0	64.4	30.4
		47	64.4	28.0	74.3	70.1	71.8	76.8	78.0	63.2	29.3
		48	64.6	26.5	73.3	70.7	72.4	77.3	78.6	63.7	29.8
		49	63.6	23.8	71.7	70.0	71.5	76.4	78.1	62.9	28.7
		50	63.0	21.2	71.0	69.7	70.9	76.0	77.9	62.7	27.9
女	労働力人口 (万人)	昭和35年	1,838	219	277	217	216	200	457	162	80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506	172	75
		45	2,024	153	374	209	201	234	587	194	73
		46	2,005	137	368	188	195	231	594	202	70
		47	1,983	117	367	191	200	231	609	200	68
		48	2,048	113	350	213	210	238	638	210	78
		49	2,000	95	319	218	210	229	645	209	76
		50	1,987	85	301	227	204	227	655	214	77

人口および労働力率の推移

(万人,%)

		総数	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~54	55~64	65以上
女	昭和35年	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0	46.7	25.6
	40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2	45.3	21.6
	45	49.8	33.6	70.5	45.6	48.2	57.5	61.8	44.4	18.0
	46	48.8	31.7	69.1	43.3	46.2	55.8	60.9	44.8	16.6
	47	47.8	28.5	67.4	43.0	45.7	55.4	60.8	43.6	15.5
	48	48.2	27.9	67.1	44.5	46.7	56.3	61.3	44.4	16.9
	49	46.6	24.0	65.6	43.4	44.8	54.7	60.4	43.7	15.8
	50	45.8	21.8	65.7	42.6	43.9	54.0	60.0	43.6	15.4
	(%)									
男	昭和35年	2,673	234	325	360	368	275	678	304	144
	40	2,884	201	400	395	386	363	681	306	153
	45	3,129	148	434	435	403	400	820	331	158
	46	3,182	137	465	418	408	405	853	338	157
	47	3,216	116	446	433	425	414	887	335	161
	48	3,278	105	413	465	439	417	935	341	166
	49	3,311	97	378	489	458	411	971	340	168
	50	3,336	83	351	521	455	412	1,003	343	170
	(万人)									
	昭和35年	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9	85.6	56.9
	40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3	86.7	56.3
	45	81.8	31.4	80.6	97.2	98.0	97.8	97.0	86.8	49.4
	46	82.2	30.6	81.3	97.5	98.1	97.8	97.1	87.2	48.0
	47	82.1	27.4	81.1	96.9	97.9	97.9	97.0	86.3	47.0
	48	82.0	25.2	79.5	96.8	98.3	98.2	97.3	86.6	46.7
	49	81.7	23.6	77.7	96.4	98.3	98.0	97.2	86.3	45.8
	50	81.3	20.5	76.1	96.2	98.2	97.9	97.0	86.1	44.6
	(%)									

総理府一労働力調査

表 3 農・非農，従業上の

			全 産 業			
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
総	就業 者数 (万人)	昭和35年	4436	1006	1061	2370
		40	4730	939	915	2876
		45	5094	977	804	3306
		46	5122	957	747	3412
		47	5126	948	707	3465
		48	5259	971	665	3615
		49	5237	958	632	3637
		50	5223	939	628	3647
	構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	22.7	23.9	53.4
		40	100.0	19.9	19.3	60.8
		45	100.0	19.2	15.8	64.9
		46	100.0	18.7	14.6	66.6
		47	100.0	18.5	13.8	67.6
		48	100.0	18.5	12.6	68.7
		49	100.0	18.3	12.1	69.4
		50	100.0	18.0	12.0	70.0
女	就業 者数 (万人)	昭和35年	1807	285	784	738
		40	1878	273	692	913
		45	2003	285	619	1096
		46	1981	281	581	1116
		47	1958	284	552	1120
		48	2024	310	524	1157
		49	1973	298	501	1171
		50	1953	281	502	1167
	構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	15.8	43.4	40.8
		40	100.0	14.5	36.8	48.6
		45	100.0	14.2	30.9	54.7
		46	100.0	14.2	29.3	56.3
		47	100.0	14.5	28.2	57.2
		48	100.0	15.3	25.9	58.6
		49	100.0	15.1	25.4	59.4
		50	100.0	14.3	25.7	59.8
男	就業 者数 (万人)	昭和35年	2629	721	277	1632
		40	2852	666	223	1963
		45	3092	692	186	2210
		46	3141	676	165	2296
		47	3168	665	155	2345
		48	3235	661	141	2428
		49	3264	661	131	2466
		50	3262	659	126	2479
	構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	27.4	10.5	62.1
		40	100.0	23.4	7.8	68.8
		45	100.0	22.4	6.0	71.5
		46	100.0	21.5	5.3	73.1
		47	100.0	21.0	4.9	74.0
		48	100.0	20.4	4.4	75.1
		49	100.0	20.3	4.0	75.6
		50	100.0	20.2	3.9	75.8

地位別就業者数および構成比の推移

農 林 業				非 農 林 業			
計	自営業主	家族従業者	雇用者	計	自営業主	家族従業者	雇用者
1,273	456	723	94	3,164	550	338	2,276
1,046	394	593	59	3,684	545	322	2,817
842	363	450	29	4,252	614	354	3,277
768	345	398	25	4,354	612	348	3,387
706	324	355	26	4,420	624	352	3,438
657	312	315	29	4,601	658	350	3,585
630	310	291	30	4,606	649	342	3,607
618	302	286	29	4,604	637	343	3,617
100.0	35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
100.0	37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
100.0	43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
100.0	44.9	51.8	3.3	100.0	14.1	8.0	77.8
100.0	46.0	50.2	3.8	100.0	14.1	7.9	77.8
100.0	47.6	47.9	4.6	100.0	14.3	7.6	77.9
100.0	49.1	46.0	4.8	100.0	14.1	7.4	78.5
100.0	49.0	46.3	4.7	100.0	13.8	7.4	78.5
661	85	539	37	1,146	200	245	701
553	78	455	20	1,325	195	237	893
442	77	355	10	1,561	208	264	1,086
402	77	317	8	1,579	204	264	1,109
367	76	284	7	1,591	208	267	1,113
345	82	256	8	1,679	228	269	1,179
329	85	237	8	1,644	213	265	1,164
323	80	235	8	1,630	201	267	1,159
100.0	12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
100.0	14.1	82.3	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
100.0	17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
100.0	19.2	78.9	2.0	100.0	12.9	16.7	70.2
100.0	20.7	77.4	1.9	100.0	13.1	16.8	70.0
100.0	23.5	74.2	2.3	100.0	13.6	16.0	70.2
100.0	25.6	72.0	2.4	100.0	13.0	16.1	70.8
100.0	24.5	72.8	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
612	371	184	57	2,018	350	93	1,575
493	316	138	39	2,359	350	85	1,924
401	285	96	20	2,691	406	90	2,191
366	268	81	17	2,774	408	84	2,278
339	249	71	19	2,829	416	85	2,325
312	231	60	23	2,923	430	82	2,406
302	226	55	23	2,962	435	78	2,443
295	224	51	21	2,974	436	76	2,458
100.0	60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
100.0	64.1	28.0	7.9	100.0	14.8	3.6	81.6
100.0	71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.3	81.4
100.0	73.2	22.1	4.6	100.0	14.7	3.0	82.1
100.0	73.5	20.9	5.6	100.0	14.7	3.0	82.2
100.0	74.0	18.9	7.1	100.0	14.7	2.8	82.3
100.0	74.8	17.9	7.3	100.0	14.7	2.6	82.5
100.0	75.6	17.3	7.1	100.0	14.6	2.6	82.6

総理府－労働力調査

表 4 職業別就業者數および構成比

職業（大分類）		15歳以上就業者数(千人)				職業別割合(%)		男女別割合(%)		(千人, %)
		男		女		男	女	男	女	
		数	総	数	総					
就業者	数	3,347.9		1,966.1		100.0	100.0	63.0	37.0	
専門的・技術的職業従事者		2,506		1,622		7.5	8.2	60.7	39.3	
管理的職業従事者		2,174		1,20		6.5	0.6	94.8	5.2	
事務従事者		4,467		4,450		13.3	22.6	50.1	49.9	
販売従事者		4,247		2,761		12.7	14.0	60.6	39.4	
農林・漁業作業者		3,726		3,591		11.1	18.3	50.9	49.1	
採鉱・採石作業者		77		4		0.2	0.0	95.1	4.9	
運輸・通信従事者		2,215		171		6.6	0.9	92.8	7.2	
技能工, 生産工程作業者及び単純作業者		11,996		4,411		35.8	22.4	73.1	26.9	
保安職業従事者		720		19		2.2	0.1	97.6	2.6	
サービス職業従事者		1,316		2,379		3.9	12.1	35.6	64.4	

總理府一國勢調査(昭和50年)

表 5 雇 用 者 数 お よ び 指 数 の 推 移

	(万人)			
	総 数		女	
	雇 用 者 数	指 数	雇 用 者 数	指 数
昭和35年	2,370 万人	100	738 万人	100
40	2,876	121.4	913	123.7
45	3,306	139.5	1,096	148.5
46	3,411	143.9	1,117	151.4
47	3,465	146.2	1,120	151.8
48	3,615	152.5	1,187	160.8
49	3,637	153.5	1,171	158.8
50	3,647	153.9	1,167	158.3
			1,632 万人	100
			1,963	120.3
			2,210	153.4
			2,296	140.6
			2,345	143.6
			2,428	148.8
			2,465	151.0
			2,479	151.9

総理府—労働力調査

表 6 産業別雇用者

	全 産 業	農 林 業	漁 業 水 産 養 殖 業	鉱 業
昭和35年	2,370(100.0)	94(4.0)	26(1.1)	42(1.8)
総 数				
40	2,876(100.0)	59(2.1)	24(0.8)	29(1.0)
45	3,306(100.0)	29(0.9)	18(0.5)	18(0.5)
46	3,412(100.0)	25(0.7)	20(0.6)	18(0.5)
47	3,465(100.0)	26(0.8)	19(0.5)	16(0.5)
48	3,615(100.0)	29(0.8)	18(0.5)	13(0.4)
49	3,637(100.0)	30(0.8)	17(0.5)	13(0.4)
50	3,647(100.0)	29(0.8)	17(0.5)	15(0.4)
昭和35年	738(100.0)	37(5.0)	3(0.4)	4(0.5)
女				
40	913(100.0)	20(2.2)	2(0.2)	3(0.3)
45	1,096(100.0)	10(0.9)	2(0.2)	2(0.2)
46	1,116(100.0)	8(0.7)	2(0.2)	2(0.2)
47	1,120(100.0)	7(0.6)	1(0.1)	2(0.2)
48	1,187(100.0)	8(0.7)	2(0.2)	1(0.1)
49	1,171(100.0)	8(0.7)	1(0.1)	1(0.1)
50	1,167(100.0)	8(0.7)	1(0.1)	1(0.1)
昭和35年	1,632(100.0)	57(3.5)	23(1.4)	38(2.3)
男				
40	1,963(100.0)	39(2.0)	22(1.1)	25(1.3)
45	2,210(100.0)	20(0.9)	16(0.7)	16(0.7)
46	2,295(100.0)	17(0.7)	18(0.8)	17(0.7)
47	2,344(100.0)	19(0.8)	18(0.8)	13(0.6)
48	2,428(100.0)	23(0.9)	16(0.7)	12(0.5)
49	2,466(100.0)	23(0.9)	16(0.6)	12(0.5)
50	2,479(100.0)	21(0.8)	16(0.6)	14(0.6)

注) ()内は構成比である。

数および構成比の推移

(万人,%)

建設業	製造業	卸・小売・ 金融・保険 不動産業	運輸・通信 電気ガス水道 熱供給業	サービス業	公務
198(8.4)	799(33.7)	449(18.9)	232(9.8)	388(16.4)	142(6.0)
268(9.3)	993(34.5)	593(20.6)	287(10.0)	465(16.2)	158(5.5)
305(9.2)	1,144(34.6)	731(22.1)	340(10.3)	558(16.9)	161(4.9)
324(9.5)	1,156(33.9)	766(22.5)	349(10.2)	586(17.2)	167(4.9)
342(9.9)	1,155(33.3)	782(22.6)	340(9.8)	606(17.5)	176(5.1)
367(10.2)	1,203(33.3)	822(22.7)	355(9.8)	626(17.3)	180(5.0)
362(10.0)	1,201(33.0)	842(23.2)	345(9.5)	633(17.4)	191(5.3)
377(10.3)	1,137(31.2)	868(23.8)	346(9.5)	659(18.0)	196(5.4)
29(3.9)	269(36.4)	166(22.5)	26(3.5)	182(24.7)	23(3.1)
40(4.4)	333(36.5)	239(26.2)	31(3.4)	219(24.0)	25(2.7)
45(4.1)	390(35.6)	314(28.6)	43(3.9)	265(24.2)	25(2.3)
46(4.1)	388(34.8)	317(28.4)	44(3.9)	279(25.0)	30(2.7)
47(4.2)	377(33.7)	329(29.4)	42(3.8)	283(25.3)	31(2.8)
52(4.4)	404(34.0)	350(29.5)	43(3.6)	296(24.9)	31(2.6)
50(4.3)	390(33.4)	350(29.9)	40(3.4)	300(25.5)	31(2.6)
49(4.2)	361(31.0)	361(30.9)	42(3.6)	313(26.7)	31(2.7)
169(10.4)	530(32.5)	283(17.3)	206(12.6)	206(12.6)	119(7.3)
228(11.6)	660(33.6)	354(18.0)	256(13.0)	246(12.5)	133(6.8)
260(11.8)	754(34.1)	418(18.9)	296(13.4)	293(13.3)	136(6.2)
277(12.1)	768(33.5)	449(19.6)	305(13.3)	307(13.4)	137(5.9)
295(12.6)	778(33.2)	453(19.3)	298(12.7)	323(13.8)	145(6.1)
315(13.0)	799(32.9)	471(19.4)	312(12.9)	330(13.6)	149(6.1)
312(12.7)	811(32.9)	492(20.0)	305(12.4)	333(13.5)	161(6.5)
328(13.2)	776(31.3)	507(20.5)	304(12.3)	346(14.0)	166(6.7)

総理府-労働力調査

表7 産業別女子雇用者数および雇用

		全産業	農林業	漁水養殖業	鉱業	建設業
女子雇用者数(万人)	昭和35年	738	37	3	4	29
	40	913	20	2	3	40
	45	1,096	10	2	2	45
	46	1,116	8	2	2	46
	47	1,120	7	1	2	47
	48	1,187	8	2	1	52
	49	1,171	8	1	1	50
	50	1,167	8	1	1	49
指数	昭和35年	100	100	100	100	100
	40	123.7	54.1	66.7	75.0	137.9
	45	148.5	27.0	66.7	50.0	155.2
	46	151.2	21.6	66.7	50.0	158.6
	47	151.8	18.9	33.3	50.0	162.1
	48	160.8	21.6	66.7	25.0	179.3
	49	158.8	21.6	33.3	25.0	172.4
	50	158.3	21.6	33.3	25.0	169.0
雇用者中に占める女子の比率(%)	昭和35年	31.1	39.4	11.5	9.5	14.6
	40	31.7	33.9	8.3	6.9	14.9
	45	33.2	34.5	11.1	11.1	14.8
	46	32.7	32.0	10.0	11.1	14.2
	47	32.3	25.9	5.3	12.5	13.7
	48	32.8	26.7	11.1	7.7	14.2
	49	32.2	26.7	5.9	7.7	13.8
	50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0

者総数に占める女子の比率の推移

(万人,%)

製 造 業	卸・売 小 売 業	金 融 ・ 保 險 ・ 不 動 産 業	運輸・通信 電気ガス水道 熱 供 給 業	サービス業	公 務
269	166		26	182	23
333	239		31	219	25
390	257	57	43	265	25
388	257	60	44	279	30
377	265	64	42	283	31
404	286	64	43	296	31
390	284	66	40	300	31
361	290	71	42	313	31
100	100		100	100	100
123.8	144.0		119.2	120.3	108.7
145.0	189.2		165.4	145.6	108.7
144.2	191.0		169.2	153.3	130.4
140.1	198.2		161.5	155.5	134.8
150.2	210.8		165.4	160.1	134.8
145.4	210.8		153.8	164.3	134.8
134.6	217.5		161.5	171.4	134.8
33.7	37.0		11.2	46.9	16.2
33.5	40.3		10.8	47.1	15.8
34.1	42.1	47.1	12.6	47.5	15.5
33.6	40.5	45.5	12.6	47.6	20.0
32.6	39.3	44.8	12.4	46.7	17.7
33.6	42.2	44.4	12.1	47.2	17.2
32.5	41.0	44.0	11.6	47.2	16.1
31.8	40.8	45.2	12.1	47.4	15.8

総理府—労働力調査

表8 職業別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率の推移

(千人、%)

	女子雇用者数(千人)				雇用者総数中に占める女子の比率(%)			
	昭35年	40	45	50	35	40	45	50
計	7,109	8,199	10,849	11,844	30.3	31.6	32.3	31.9
専門的・技術的職業従事者	645	836	1,103	1,407	35.6	36.6	37.6	40.5
管理的職業従事者	38	78	93	115	4.1	5.6	4.7	5.2
事務従事者	1,615	2,573	3,337	3,997	36.2	42.4	47.8	47.5
販売従事者	641	1,002	1,170	1,343	34.2	36.7	35.3	32.1
農林・漁業従事者	187	122	95	73	24.4	21.1	20.7	17.7
採鉱・採石従事者	25	11	6	4	7.1	5.1	4.6	5.3
運輸・通信従事者	182	252	224	165	13.6	12.7	10.2	7.4
技能工・生産工程従事者・単純労働者	2,532	2,955	3,325	3,133	25.7	25.9	26.2	24.3
サービス職業従事者	1,237	1,400	1,486	1,574	75.4	72.5	68.9	65.8
保安職業従事者	5	5	9	19	10	0.9	1.4	2.5

総理府一國勢調査

表9 年齢階級別雇用者の構成比および雇用率の推移 (万人, %)

		総 数	比 率	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64
				歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
総 数	雇用者数	35 2,273	100.0	14.3	33.9	23.7	24.8	21.0	5.9	1.3			
		40 2,783	100.0	11.1	21.0	14.7	24.8	21.0	5.9	1.5			
		45 3,306	100.0	7.8	20.6	14.5	12.1	11.9	24.2	6.8	2.0		
		46 3,411	100.0	7.0	21.2	13.7	12.1	11.8	25.0	7.2	2.1		
		47 3,465	100.0	5.9	20.0	14.1	12.5	12.1	26.0	7.3	2.2		
		48 3,615	100.0	5.3	18.2	14.7	12.7	12.1	27.1	7.6	2.4		
		49 3,637	100.0	4.7	16.7	15.6	13.2	11.9	28.0	7.6	2.4		
		50 3,647	100.0	4.1	15.6	16.5	13.1	12.0	28.9	7.5	2.4		
	雇用率	35 34.9		36.2	48.4	57.4	57.4	44.4	37.8	22.5	7.0		
		40 38.2		28.5	62.9	49.5	44.4	48.4	44.6	27.7	9.1		
女	雇用者数	35 692	100.0	23.4	39.6	17.3	15.8	19.1	3.9	0.8			
		40 873	100.0	18.0	28.8	11.3	8.1	9.7	23.0	5.4	1.1		
		45 1,096	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.8	24.1	5.8	1.2		
		46 1,117	100.0	11.2	29.6	10.2	8.1	9.8	25.6	6.3	1.0		
		47 1,120	100.0	9.6	27.9	10.8	8.7	10.0	26.8	6.5	1.4		
		48 1,187	100.0	8.7	25.4	11.7	9.1	10.3	28.1	6.7	1.5		
		49 1,171	100.0	7.6	23.8	12.7	9.4	10.2	28.9	6.9	1.6		
		50 1,167	100.0	6.7	22.7	13.5	9.5	10.2	28.9	6.9	1.6		
	雇用率	35 20.5		35.1	53.6	16.1	20.5	19.9	8.9	2.0			
		40 23.2		29.5	54.2	23.8	21.3	26.0	26.5	13.5	2.9		
男	雇用者数	35 1,578	100.0	10.3	31.4	26.5	27.8	21.8	6.9	1.9			
		40 1,911	100.0	8.0	17.4	16.2	14.0	13.0	24.8	7.5	2.4		
		45 2,211	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	12.9	25.4	7.8	2.5		
		46 2,296	100.0	4.9	17.1	15.3	14.0	13.1	26.3	7.8	2.6		
		47 2,345	100.0	4.1	16.1	15.6	14.4	13.0	27.2	8.1	2.8		
		48 2,428	100.0	3.6	14.6	16.1	14.5	13.0	27.9	7.9	2.8		
		49 2,465	100.0	3.3	13.3	16.9	15.0	12.8	28.8	7.8	2.8		
		50 2,479	100.0	2.8	12.2	17.9	14.9	12.8	28.8	7.8	2.8		
	雇用率	35 50.1		35.4	64.0	60.6	68.8	59.0	37.1	13.6			
		40 54.2		27.5	71.5	76.0	75.2	70.4	64.8	42.9	16.9		
		45 57.8		25.5	67.8	80.0	76.9	71.3	66.4	45.9	17.7		
		46 58.5		25.3	68.7	71.3	77.9	72.6	67.1	46.9	17.8		
		47 59.8		22.7	68.9	81.7	79.0	74.4	68.7	49.9	19.1		
		48 60.8		21.1	68.5	81.5	79.4	75.2	68.9	50.0	18.8		
		49 60.8		20.0	67.3	82.2	79.3	75.1	68.9	48.9	18.4		
		50 60.4		17.3	65.9	82.1	79.3	75.1	68.9	48.9	18.4		

注) 雇用率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

総理府—労働力調査

表10 雇用形態別雇用者構成比の推移（非農林業）

（％）

	女				男			
	総数	常雇 注1)	臨時 注2)	日雇 注3)	総数	常雇 注1)	臨時 注2)	日雇 注3)
昭42	100.0	86.1	9.4	4.4	100.0	93.1	3.4	3.5
45	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
46	100.0	86.1	9.8	4.1	100.0	94.4	2.8	2.8
47	100.0	85.4	10.1	4.5	100.0	94.4	2.8	2.8
48	100.0	84.8	10.4	4.8	100.0	94.3	2.8	2.9
49	100.0	84.9	10.5	4.6	100.0	94.7	2.4	2.9
50	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6

- 注) 1. 雇用期間について、別段の定めなく雇われている者
 2. 1カ月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
 3. 日々または1カ月未満の契約で雇われている者

総理府－労働力調査

表11 規模別女子雇用者構成比の推移（非農林業）

（％）

	女子雇用 者数	構 成 比					官 公
		計	1～29 人	30～99 人	100～499 人	500 以上 人	
昭42	1,017万人	100.0%	39.8%	14.7%	13.1%	21.4%	10.6%
45	1,086	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
46	1,109	100.0	37.0	15.0	14.8	22.7	10.5
47	1,113	100.0	37.8	15.1	14.0	22.1	11.0
48	1,179	100.0	37.3	15.6	14.1	21.9	11.1
49	1,164	100.0	37.6	15.8	13.9	21.3	11.4
50	1,159	100.0	38.0	15.7	13.7	20.9	11.7

総理府－労働力調査

表 1 2 配偶関係別女子雇用者数および構成比の推移（非農林業）

（万人，％）

	年	総 数	未 婚	有 配 偶	死・離 別
実 数 （万人）	昭42	1 0 1 7	4 9 9	4 1 0	1 0 7
	45	1 0 8 6	5 2 4	4 5 0	1 1 2
	46	1 1 0 9	5 1 4	4 7 9	1 1 6
	47	1 1 1 3	4 8 3	5 1 4	1 1 6
	48	1 1 7 9	4 8 1	5 7 1	1 2 7
	49	1 1 6 4	4 5 5	5 8 3	1 2 5
	50	1 1 5 9	4 3 9	5 9 5	1 2 6
構 成 比 （％）	42	1 0 0.0	4 9.1	4 0.3	1 0.5
	45	1 0 0.0	4 8.3	4 1.4	1 0.3
	46	1 0 0.0	4 6.3	4 3.2	1 0.5
	47	1 0 0.0	4 3.4	4 6.2	1 0.4
	48	1 0 0.0	4 0.8	4 8.4	1 0.8
	49	1 0 0.0	3 9.1	5 0.1	1 0.7
	50	1 0 0.0	3 7.9	5 1.3	1 0.9

総理府—労働力調査

表13 女子雇用者の教育程度別構成比の推移

(%)

	計	初等教育 終了者	中等教育 終了者	高等教育 終了者	在学者
昭43	100.0	46.7	44.5	7.8	1.1
46	100.0	43.5	45.5	10.0	1.1
49	100.0	41.0	45.2	12.9	0.9

総理府—就業構造基本調査

表14 平均年齢および平均勤続年数の推移（企業規模10人以上）（歳、年）

	平均年齢（歳）			平均勤続年数（年）		
	総数	女	男	総数	女	男
昭35	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.2	30.2	34.5	7.4	4.4	8.2
46	33.6	30.8	34.8	7.6	4.5	8.9
47	34.0	31.4	35.2	7.8	4.7	9.2
48	34.7	32.3	35.6	8.0	4.7	9.4
49	35.0 (35.3)	32.5 (33.1)	36.0 (36.4)	8.3 (8.4)	5.0 (5.5)	9.6 (9.8)
50	35.2 (35.5)	32.9 (33.4)	36.1 (36.4)	8.7 (8.8)	5.4 (5.8)	10.0 (10.1)

注) ()内はサービス業を含む数値である。

労働省—賃金構造基本統計調査

表15 年齢階級別平均勤続年数の推移

(年)

	35年		40年		45年		48年		49年		50年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	3.6	6.7	3.9	7.8	4.4	8.2	4.7(5.1)	9.4(9.5)	5.0(5.5)	9.6(9.8)	5.4(5.8)	10.0(8.8)
17歳以下	1.3	1.2	1.3	1.3	1.3	1.2	1.4(1.4)	1.2(1.2)	1.3(1.3)	1.2(1.2)	1.4(1.4)	1.2(1.3)
18-19歳	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.5	1.4(1.4)	1.4(1.3)	1.4(1.4)	1.4(1.4)	1.4(1.4)	1.4(1.4)
20-24	3.3	3.0	3.2	3.3	3.1	3.3	2.9(2.8)	3.2(3.1)	3.0(2.9)	3.2(3.2)	3.1(2.9)	3.3(3.1)
25-29	5.7	5.4	4.9	5.3	5.2	6.0	4.8(4.7)	5.9(5.7)	4.7(4.6)	5.7(5.6)	5.0(4.8)	5.8(5.5)
30-34	6.9	8.9	6.4	8.2	5.5	8.5	5.0(5.4)	8.9(8.8)	5.9(6.2)	9.0(8.8)	6.2(6.5)	9.2(8.6)
35-39	5.7	10.9	6.3	11.5	6.2	11.2	5.2(5.8)	11.1(11.1)	5.9(6.6)	11.3(11.3)	6.4(7.0)	11.7(10.6)
40-44	5.7	12.8	5.9	13.7	7.0	15.4	7.0(8.0)	14.3(14.5)	7.3(8.2)	14.0(14.2)	7.3(8.3)	14.1(12.6)
45-49							7.2(8.6)	17.4(17.5)	8.3(9.6)	17.0(17.2)	8.8(10.2)	17.4(15.4)
50-54	6.8	13.6	7.0	13.7	7.8	15.2	8.7(9.4)	17.9(17.9)	8.6(9.6)	18.3(18.4)	9.4(10.4)	18.6(16.2)
55-59							7.6(8.4)	11.1(12.3)	8.9(9.6)	12.8(13.5)	9.3(10.1)	3.7(13.1)
60-64	7.3	9.1	7.5	8.9	8.6	9.2	8.5(8.8)	8.6(9.2)	8.9(9.4)	9.2(9.7)	9.5(9.8)	10.0(10.2)
65歳以上							10.9(10.4)	10.2(10.3)	10.6(10.5)	10.1(10.1)		

注) ()内はサージン値を含む数値である。

労働省一貫金構造基本統計調査

表16 製造業中分類別女子雇用者数および雇用者総数中に占める女子の比率

(千人、%)

	女子雇用者数(千人)			増減率(%)			雇用者総数中に占める女子の比率		
	昭 35年	40年	45年	35~ 45	35~ 40	40~ 45	35	40	45
製 造 業 計	2,563	3,225	3,684	43.7	25.8	14.2	31.4	32.4	32.4
食料品・タバコ製造業	273	394	408	49.6	44.2	3.7	37.6	43.4	45.3
織 維 工 業	783	783	631	-19.3	0	-19.3	68.0	65.7	62.6
衣服その他の繊維製品製造業	183	247	298	62.5	34.5	20.8	63.2	68.0	71.0
木材・木製品製造業	95	120	25	32.2	27.0	4.1	21.8	26.0	28.5
家具・装備品製造業	24	46	59	145.6	92.5	27.6	12.1	19.5	22.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	85	107	94	10.8	26.7	-12.5	32.0	33.8	31.1
出版・印刷・関連産業	69	109	128	86.3	57.9	18.0	19.0	23.0	24.3
化 学 工 業	119	149	157	32.5	25.0	6.0	23.8	25.5	25.3
石油製品・石炭製品製造業	6	5	8	30.5	-8.5	42.6	14.8	14.1	14.9
ゴ ム 製 品 製 造 業	64	59	75	17.5	-8.0	27.6	41.2	39.4	39.9
なめし皮・同製品・毛皮製造業	19	30	27	44.4	62.0	-10.9	29.5	33.0	37.0
窯業・土石製品製造業	106	130	162	52.5	22.4	24.7	26.6	28.1	28.9
鉄鋼業・非鉄金属製造業	62	85	90	45.4	33.9	8.6	10.5	12.3	11.5
金 属 製 品 製 造 業	98	138	214	119.6	41.5	55.2	16.8	17.7	20.2
一般機械器具製造業	85	128	183	114.9	49.7	43.5	12.9	13.8	16.7
電気機械器具製造業	245	333	568	131.9	35.9	70.7	36.8	37.5	43.3
輸送用機械器具製造業	60	85	135	123.1	41.6	57.5	10.7	12.3	14.5
精密機械器具製造業	51	86	114	121.4	66.9	32.7	29.3	36.9	40.7
そ の 他 の 製 造 業	137	194	207	51.2	41.7	6.7	39.9	41.3	38.0

総理府-国勢調査

表17 新規卒就職者の学歴別構成比の推移

(%)

		計	中 学 校	高等学校	短期大学	大 学
昭35	計	100.0	49.8	41.7	1.3	7.3
	女	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
	男	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
40	計	100.0	41.8	46.8	2.4	9.1
	女	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
	男	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
45	計	100.0	20.0	60.2	6.0	13.9
	女	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
	男	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
48	計	100.0	12.9	59.2	8.1	19.8
	女	100.0	13.0	66.0	14.7	6.3
	男	100.0	12.7	52.9	2.1	32.4
49	計	100.0	11.5	58.5	9.0	21.0
	女	100.0	11.5	65.0	16.4	7.1
	男	100.0	11.4	52.4	2.1	34.1
50	計	100.0	9.2	57.9	1.2	22.7
	女	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
	男	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4

注) 高等専門学校・大学院卒業者を含まない。

文部省一学校基本調査

表18 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

(人、倍)

			求職者数(A)	求人数(B)	就職者数(C)	求人倍率(B)/(A)
中学校 卒業 者	女	47年	74,986 ^人	286,201 ^人	74,978 ^人	5.15 ^倍
		48	60,866	347,030	60,851	5.70
		49	54,356	352,275	54,306	6.48
		50	39,642	227,149	39,588	5.73
		51	34,158	150,771	34,148	4.41
	男	47	59,053	350,630	59,044	5.94
		48	47,769	282,271	47,729	5.91
		49	42,776	293,620	42,687	6.86
		50	30,627	190,581	30,546	6.22
		51	25,299	94,680	25,255	3.74
高等学校 卒業 者	女	47	320,152	784,641	319,883	2.46
		48	307,318	784,641	307,218	2.55
		49	300,505	937,855	300,277	3.12
		50	277,935	750,189	277,293	2.70
		51	261,987	521,307	261,519	1.99
	男	47	246,721	997,496	246,511	4.04
		48	229,620	893,553	229,496	3.89
		49	223,734	1,125,650	223,498	5.03
		50	203,357	877,693	202,889	4.32
		51	189,934	483,349	189,444	2.54

労働省—職業安定業務統計

表19 女子新規求職者数および新規求人数の推移（月平均）

（常用労働者）

（人，％）

	新規求職者数	新規求人数	求人倍率	就職率	充足率
昭46年度	121,906	146,434	0.93	10.5	11.3
47	116,249	188,315	1.17	10.8	9.2
48	105,179	202,311	1.51	11.2	7.4
49	128,462	132,622	0.80	8.9	11.1
50	116,051	131,004	0.54	5.5	10.2

注）常用労働者……ここでは学卒，パートタイムを除く。

求人倍率……新規求職者に対する新規求人数の割合

就職率……新規求職者に対する就職者数の割合

充足率……新規求人数に対する就職者数の割合

労働省—労働市場年報

表20 入職・離職状況の推移

（千人，％）

		入職者数	離職者数	入職率	離職率
昭45年	計	4,468.3千人	4,196.2千人	22.7%	21.3%
	女	2,117.9	2,081.1	31.4	30.8
	男	2,350.5	2,115.2	18.2	16.4
46	計	4,411.6	4,369.3	19.8	19.6
	女	2,138.9	2,222.9	27.4	28.5
	男	2,272.7	2,146.5	15.7	14.8
47	計	4,101.0	4,107.7	18.8	18.9
	女	2,083.8	2,160.1	26.9	27.9
	男	2,017.2	1,947.6	14.4	13.9
48	計	4,643.3	4,445.7	20.4	19.5
	女	2,264.7	2,248.8	28.4	28.2
	男	2,378.6	2,196.9	16.1	14.8
49	計	3,901.1	4,048.7	16.8	17.4
	女	1,901.9	2,183.5	23.0	26.4
	男	1,999.2	1,865.2	13.3	12.4
50	計	3,361.8	3,755.7	14.2	15.8
	女	1,681.1	1,927.5	20.2	23.2
	男	1,680.7	1,828.5	10.9	11.9

注）年間入職（離職）率＝ $\frac{1\sim12月の入職（離職）者数}{1月1日現在の常用労働者数} \times 100$

労働省—雇用動向調査

表 21 離職理由の推移

(%)

	計	契約期 間満了	超過上の 都合	定 年	本人の責	個人的 理由	うち結婚・育児		その他
							うち結婚	うち出産・育児	
女	昭和45	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	21.8		1.9
	46	100.0	4.8	4.5	0.6	1.7	23.9		2.0
	47	100.0	4.7	3.4	0.5	2.2	25.1		1.9
	48	100.0	3.7	2.4	0.4	1.8		26.3	1.8
	49	100.0	4.3	8.1	0.8	2.5	25.8		2.2
	50	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	25.2		2.1
男	45	100.0	5.6	4.7	2.7	4.1			3.0
	46	100.0	5.9	6.2	2.9	3.6			3.4
	47	100.0	5.8	4.8	3.6	4.8			3.2
	48	100.0	5.9	4.3	2.6	4.8			3.2
	49	100.0	6.8	7.7	3.3	4.8			3.9
	50	100.0	5.4	12.7	4.4	5.4			3.2

労働省一雇用動向調査

表 2 2 短時間就労雇用者数の推移（非農林業）

（万人，％）

	全 数			女		
	雇 用 者 A	短 時 間 雇 用 者 B	B/A	雇 用 者 A	短 時 間 雇 用 者 B	B/A
昭和 4 4 年	3,114 万人	200 万人	6.4 %	1,020 万人	119 万人	11.7 %
4 5	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
4 6	3,326	238	7.2	1,089	143	13.1
4 7	3,371	240	7.1	1,093	146	13.4
4 8	3,509	278	7.9	1,158	170	14.7
4 9	3,524	302	8.6	1,142	184	16.1
5 0	3,523	351	10.0	1,136	198	17.4

- 注) 1 短時間雇用者は平均週就業時間が 5 時間未満の雇用者数である。
 （季節的、不規則的雇用者を含む。）
- 2 労働力調査の主要な数値は、50 年国勢調査結果公表に伴う時系列接続用数値を発表しているが、この系列については当該数値は発表されていないため、それ以前に発表された数値を使用した。
- 3 雇用者 A は林業者を除く。

総理府—労働力調査

表 2 3 完全失業者数および失業率の推移

（万人，％）

	総 数		女		男	
	完全失業者数	完全失業率	完全失業者数	完全失業率	完全失業者数	完全失業率
昭和 3 5 年	75 万人	1.7 %	31 万人	1.7 %	44 万人	1.6 %
4 0	57	1.2	25	1.3	32	1.1
4 5	59	1.2	21	1.1	38	1.2
4 6	64	1.2	23	1.1	41	1.3
4 7	73	1.4	25	1.3	48	1.5
4 8	67	1.3	24	1.2	43	1.3
4 9	73	1.4	26	1.3	47	1.4
5 0	100	1.9	34	1.7	66	2.0

総理府—労働力調査

表24 継続就業希望意識、年齢階級別就業者の構成比

		(%)									
継続就業希望意識		総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
計	就業希望者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち継続就業希望者	70.3	39.6	43.2	54.5	64.2	74.6	83.7	86.9	86.9	86.9
	うち条件付継続就業希望者	13.0	37.7	30.0	17.0	12.3	9.9	7.4	6.2	4.2	4.2
	うち休止希望者	1.5	5.8	2.1	1.4	1.0	0.8	0.8	2.2	3.8	3.8
男	就業希望者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち継続就業希望者	77.7	60.8	61.5	61.2	71.0	81.8	88.5	88.4	90.2	90.2
	うち条件付継続就業希望者	8.0	22.8	15.1	11.5	8.5	6.4	4.5	5.2	3.7	3.7
	うち休止希望者	0.9	5.1	1.2	0.2	0.2	0.0	0.4	1.8	3.7	3.7
女	就業希望者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち継続就業希望者	57.9	17.6	22.3	38.4	48.9	60.7	76.0	83.6	75.0	75.0
	うち条件付継続就業希望者	21.4	52.7	47.2	29.1	20.2	16.0	12.0	6.8	4.2	4.2
	うち休止希望者	2.6	5.4	3.1	3.8	2.1	2.3	1.7	2.9	2.8	2.8

注) 就業者には他に「転職・追加就業希望者」と「わからない者」が含まれる。

総務省・労働力特別調査(51年3月)

表 2 5 無業者の就業希望

1. 年齢階級別就業希望者の推移

(%)

		総 数	15～ 19 歳	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 54 歳	55～ 64 歳	65 歳 以 上
計	昭和37年	20.3	14.7	32.0	31.9	31.8	31.5	23.9	13.7	3.9
	40	20.0	14.1	32.3	32.7	32.8	32.0	24.1	13.0	3.7
	43	29.1	19.2	42.5	48.8	50.0	47.0	35.0	20.1	6.5
	46	30.0	17.2	43.1	49.9	51.9	50.2	36.5	21.3	7.1
	49	29.3	12.5	38.8	50.1	53.7	52.2	38.6	22.1	7.4
男	37	17.9	12.6	28.5	50.8	54.8	53.0	46.1	29.4	6.7
	40	17.8	13.5	31.0	48.4	53.8	55.8	46.7	28.6	6.1
	43	22.9	18.4	34.6	51.2	55.1	57.0	50.0	37.5	10.2
	46	23.0	16.5	34.9	55.9	60.0	61.0	53.7	38.1	11.0
	49	19.5	12.2	26.9	51.9	57.1	55.1	49.8	37.3	11.1
女	37	21.0	17.0	33.6	30.8	30.9	30.7	22.6	10.3	2.6
	40	20.8	14.8	32.9	31.9	32.0	31.0	22.8	9.9	2.6
	43	31.1	20.0	46.8	48.7	49.7	46.5	34.0	16.4	4.9
	46	32.2	18.0	47.7	49.6	51.6	49.8	35.4	17.8	5.3
	49	32.3	12.7	46.3	50.0	53.6	52.1	37.8	19.1	5.7

注) 就業希望率 = $\frac{\text{当該区分における就業希望者}}{\text{当該区分における無業者}} \times 100$

総理府

ロ. 希望する仕事の形態別就業希望者の推移

			総 数	短時間 勤務で 雇われ たい	普通勤 務で雇 われたい	自分で 事業を したい	自家営 を手た い	家庭で 内職を したい	その他
実 数 (千人)	計	昭和43年	8,018	2,419	1,233	379	448	2,856	683
		46	8,639	3,055	1,293	476	427	2,678	710
		49	9,217	3,439	1,441	519	435	2,705	678
	男	43	1,554	452	502	148	122	90	239
		46	1,576	486	518	168	100	63	241
		49	1,459	384	561	178	89	69	177
	女	43	6,464	1,967	731	231	325	2,766	445
		46	7,063	2,569	775	308	328	2,615	468
		49	7,757	3,055	880	341	345	2,636	500
構 成 比 (%)	計	43	100.0	30.2	15.4	4.7	5.6	35.6	8.5
		46	100.0	35.4	15.0	5.5	4.9	31.0	8.2
		49	100.0	37.3	15.6	5.6	4.7	29.3	7.4
	男	43	100.0	29.1	32.3	9.5	7.9	5.8	15.4
		46	100.0	30.8	32.9	10.7	6.3	4.0	15.3
		49	100.0	26.3	38.5	12.2	6.1	4.7	12.1
	女	43	100.0	30.4	11.3	3.6	5.0	42.8	6.9
		46	100.0	36.4	11.0	4.4	4.6	37.0	6.6
		49	100.0	39.4	11.3	4.4	4.4	34.0	6.4

総理府

表 2 6 月間給与額の男女格差

イ. 定期給与および所定内給与の推移(企業規模10人以上)

(千円)

	きまって支給する給与			所 定 内 給 与		
	女	男	男女格差	女	男	男女格差
	千円	千円	(男子 =100)	千円	千円	(男子 =100)
昭和35年	9.9	22.0	45.0	—	—	—
40	18.2	35.5	51.3	17.5	31.6	55.4
45	34.7	68.4	50.7	33.3	60.0	55.5
46	40.1	76.9	52.1	38.6	68.6	56.3
47	46.2	88.2	52.4	44.5	79.0	56.3
48	57.4	107.2	54.7	55.1	94.8	59.4
49	75.2	133.4	56.4	72.6	121.4	59.8
50	88.5	150.2	58.9	85.7	139.6	61.4

注) 47年以前はサービス業を含まない。

労働省一賃金構造基本統計調査

51 92.7 166.1 56.3 89.9 151.7 59.3

52 102.8 182.8 56.2 98.8 166.1 59.8

ロ. 月間給与総額の推移（事業所規模30人以上）

（円）

	現金給与総額		定 期 給		特 別 給		与 格 差
	女	男	女	男	女	男	
	円	円	円	円	円	円	男女格差 男子 =100
昭和35年	12,414	28,029	10,129	23,303		5,726	399
40	22,275	46,571	17,760	36,496		10,075	448
45	45,801	89,934	34,482	66,710		23,224	487
46	53,577	102,486	40,151	76,022		26,464	507
47	62,882	117,816	46,810	87,278		30,538	526
48	76,324	143,614	55,543	103,654		39,960	520
49	97,392	180,686	70,032	128,513		52,173	524
50	114,067	204,295	84,431	149,549		54,746	541

（注）昭和40年以前はサービス業を含まない。

労働省—毎月勤労統計調査

ハ、年齢階級別きまって支給する給与および所定内給与の推移（企業規模 10 人以上）

（男子＝100.0）

	17歳以上	18-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65歳以上
昭和35年	92.6	79.1	68.6	61.4	59.7	-	-	-	-	-	-	-
きまって支給する給与												
40	96.5	83.1	71.5	61.0	53.5	47.9	41.5	43.2	43.2	52.6	54.2	-
きまって支給する給与												
所定内給与	97.8	88.8	78.2	67.1	58.1	52.1	44.7	46.0	46.0	54.2	54.2	-
45	91.8	79.9	72.4	60.0	47.2	44.3	42.9	45.1	45.1	59.8	62.7	-
きまって支給する給与												
所定内給与	92.5	87.2	79.5	66.6	52.6	48.7	46.5	48.5	48.5	62.7	62.7	-
49	94.1	85.5	77.5	67.7	56.0	49.7	52.0	51.5	49.0	54.7	62.2	63.3
きまって支給する給与												
所定内給与	94.7	91.2	82.8	72.8	60.4	53.1	53.1	54.2	51.3	56.7	64.1	64.8
50	92.5	87.2	81.1	71.6	60.6	53.5	52.0	54.2	52.1	57.0	65.2	65.2
きまって支給する給与												
所定内給与	92.7	91.1	85.3	75.5	63.9	55.9	54.1	56.1	53.5	58.2	66.4	66.4

注）昭和45年以前はサービス業を含まない。

労働省 賃金構造基本統計調査

二 年齢階級、勤続年数別所定内給与の男女格差（企業規模 10人以上）

（男子＝100）

年齢階級	勤続年数	計	0年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～
18～60	計	61.4	86.6	70.7	69.7	68.3	67.0	68.1	69.4	75.8	89.5
	～17才	92.7	92.6	91.9	91.7						
	18～19	91.1	92.7	92.5	89.7	85.7					
	20～24	85.3	84.1	85.8	86.5	87.4	83.6				
	25～29	75.5	68.2	73.9	75.4	76.7	79.5	77.0			
	30～34	63.9	55.1	58.2	60.0	62.9	67.1	76.5	72.1		
	35～39	55.9	51.1	53.6	54.0	54.3	58.0	68.8	76.5	71.1	
	40～44	54.1	50.3	52.3	53.9	53.1	55.6	62.6	69.3	81.9	85.2
	45～49	56.1	52.4	54.2	55.0	55.2	57.7	62.9	66.4	82.1	96.2
50～60	50～54	53.5	50.8	62.8	55.8	53.9	57.6	63.7	64.3	73.5	90.4
	55～59	58.2	60.1	58.1	56.2	57.3	59.2	66.9	67.9	71.4	85.4
	60～	66.4	62.6	66.4	63.9	63.9	63.6	71.1	72.7	68.9	74.5

労働省一貫金構造基本統計調査（昭和50年）

ホ. 新規卒卒者の初任給の推移

	中 学 卒			高 校 卒			短 大 卒			大 学 卒		
	女	男	男女格差	女	男	男女格差	女	男	男女格差	女	男	男女格差
	円	円		円	円		円	円		円	円	
昭和35年	5,590	5,910	94.6	7,300	8,160	89.5	9,560	10,640	89.8	12,520	13,080	95.7
40	13,330	13,190	101.6	15,670	16,430	95.4	17,810	18,360	97.0	21,740	22,890	94.6
45	23,100	23,800	97.1	26,400	28,400	93.0	29,100	30,900	93.6	34,500	37,400	83.7
46	27,200	28,600	95.1	31,500	34,100	92.4	34,800	36,100	92.2	40,300	43,700	84.0
47	31,500	32,300	97.5	36,800	39,400	93.4	39,100	41,000	95.4	42,400	49,900	85.0
48	36,200	37,600	96.3	42,500	45,300	93.8	45,400	47,100	96.4	49,500	57,000	86.0
49	42,800	45,600	93.9	50,700	55,200	91.8	55,600	60,400	92.1	60,900	67,800	89.8
50	55,400	58,000	95.5	66,300	70,400	94.2	71,600	74,500	96.1	78,800	83,600	94.3
51	57,400	62,500	91.8	72,900	75,600	96.4	78,400	81,100	96.7	86,100	91,700	93.9

労働省職業安定局調べ

表 27 産業別月間現金給与総額および対前年増加率

(規模 30 人以上)

	現金給与総額		対前年増加率	
	女	男	女	男
	円	円	%	%
全産業	114,067	204,295	17.1	13.0
鉱業	101,572	209,027	17.6	14.6
建設業	83,435	173,186	17.5	13.0
製造業	92,938	193,940	11.7	9.9
食料品・たばこ製造業	90,225	196,224	19.5	15.7
繊維工業	78,157	170,550	7.8	11.3
衣服その他の繊維製品製造業	73,014	165,432	11.5	11.7
木材・木製品製造業	78,979	152,018	10.3	6.4
家具・装備品製造業	85,058	152,213	13.3	11.1
パルプ・紙・紙加工品製造業	94,743	191,547	9.1	3.0
出版・印刷・同関連産業	129,622	226,434	20.5	14.8
化学工業	118,008	226,483	12.4	7.3
石油製品・石炭製品製造業	122,582	241,588	11.9	12.0
ゴム製品製造業	96,531	191,821	8.8	11.2
なめし皮・同製品・毛皮製造業	80,230	164,689	7.1	9.1
窯業・土石製品製造業	90,712	182,095	11.2	8.7
鉄鋼業	118,629	227,141	11.0	8.4
非鉄金属製造業	103,383	198,136	9.1	5.3
金属製品製造業	97,728	183,906	12.6	9.9
一般機械器具製造業	104,507	189,207	8.2	5.5
電気機械器具製造業	93,296	183,550	17.1	12.2
輸送用機械器具製造業	105,794	192,606	12.5	10.7
精密機械器具製造業	102,485	185,278	11.4	9.6
卸売業、小売業	108,543	198,843	13.1	11.2
金融・保険業	133,615	285,473	20.6	18.7
不動産業	108,067	217,277	13.3	10.8
運輸・通信業	135,674	207,049	16.1	15.8
電気・ガス・水道・熱供給業	149,092	252,542	19.3	18.9
サービス業	151,578	238,181	18.8	16.8

労働省—毎月勤労統計調査（昭和 50 年）

表 28 産業別、学歴別女子労働者の平均年齢および
所定内給与額等（企業規模10人以上）

産 業	学 歴	年 令	勤続年数	所定内労働時間	所定内給与
		才	年	時間	千円
産 業 計	計	33.4	5.8	181	85.7
	小 学	39.8	6.5	186	74.0
	中 学	29.4	5.2	178	87.0
	高 専	30.1	6.6	175	111.8
	旧 大 学	30.4	6.1	176	124.9
鉱 業	生 産 労 働 者	44.7	7.5	179	62.1
	小 学	45.5	7.4	179	61.3
	中 学	38.4	7.0	176	71.5
	管理・事務・技術労働者	35.8	5.0	183	74.3
	小 学	40.6	7.5	186	72.5
	旧 中 学	30.5	5.1	182	75.0
建 設 業	生 産 労 働 者	46.3	5.5	185	62.4
	小 学	47.1	5.7	185	61.8
	中 学	40.1	4.1	185	67.0
	管理・事務・技術労働者	31.1	4.6	189	78.9
	小 学	41.1	6.0	197	73.8
	旧 中 学	29.8	4.6	189	80.3
製 造 業	生 産 労 働 者	36.5	5.6	185	68.3
	小 学	38.6	6.0	186	67.3
	中 学	31.6	4.5	183	71.5
	管理・事務・技術労働者	29.5	5.4	179	86.1
	小 学	38.6	8.8	185	86.0
	旧 中 学	27.6	4.9	179	85.3
	高 専	26.7	5.8	175	89.0
	旧 大 学	27.8	5.6	172	103.2
卸売業、 小売業	小 学	29.6	4.2	185	82.1
	中 学	39.6	5.5	194	75.1
	高 専	27.0	3.9	184	83.0
	旧 大 学	26.1	3.0	174	90.9
	旧 大 学	26.6	2.6	174	101.2
金融、 保険業	小 学	31.2	5.5	157	95.1
	中 学	48.2	8.8	157	110.8
	高 専	28.9	5.2	158	92.9
	旧 大 学	26.8	3.4	153	91.4
	旧 大 学	26.9	2.2	158	93.6
不 動 産 業	小 学	35.4	4.2	179	86.7
	中 学	45.5	5.6	186	78.6
	旧 中 学	30.7	4.1	177	89.5
運 輸 ・ 通 信 業	小 学	35.2	9.0	175	93.6
	中 学	41.2	12.8	175	95.7
	旧 中 学	29.8	7.6	173	92.2
電気・ガス・ 水道・熱供 給業	小 学	31.6	9.2	164	102.8
	中 学	46.4	17.2	168	118.0
	旧 中 学	29.0	8.1	163	100.9
サ ー ビ ス 業	小 学	35.1	7.3	182	104.9
	中 学	43.3	6.7	189	84.0
	高 専	32.4	6.8	180	98.9
	旧 大 学	32.4	8.8	178	126.9
	旧 大 学	31.5	7.1	178	133.3

労働省—賃金構造基本統計調査（昭和50年）

表 29 主な職種別女子労働者の平均勤続年数および
きまって支給する給与額等

(歳, 年, 千円)

職 種	年 令	勤続年数	きまって支給 する給与額	所 定 内 給 与 額
和 文 タイピスト	(歳) 28.9	(年) 6.5	(千円) 96.4	(千円) 93.8
内 線 電 話 交 換 手	28.7	6.5	96.1	93.5
キ ャ パ ン チ ャ ー	22.9	3.2	86.3	84.3
精 紡 工	23.9	4.2	66.5	65.0
織 布 工	34.1	4.9	71.6	67.0
パン・洋生菓子製造工	35.0	5.1	72.3	68.4
陶 磁 器 仕 上 工	42.0	7.4	69.5	68.6
ラジオテレビ総組立工	28.8	4.5	70.0	68.1
通 信 機 部 品 組 立 工	28.7	6.1	75.2	72.7
給 仕 人	35.7	4.6	77.9	75.7
用 務 員	48.6	7.3	76.3	74.3
ミ シ ン 縫 製 工	32.6	4.2	60.0	58.8
美 容 師	27.4	5.1	89.2	87.4
薬 剤 師	39.4	11.0	178.9	166.2
看 護 婦	37.3	8.1	141.0	128.5
ス ー パ ー 店 チ ェ ッ カ ー	23.9	2.7	85.7	83.3
准 看 護 婦	26.0	4.5	106.7	97.2
保 母	28.1	4.1	104.4	97.5
保 險 外 交 員	46.9	7.0	116.9	116.8
百 貨 店 店 員	24.3	3.9	88.8	85.4
販 売 店 店 員	29.3	3.8	81.2	79.1
看 護 補 助 者	32.9	4.5	82.2	77.6
幼 稚 園 教 諭	27.2	4.2	91.8	91.5
接 客 娛 楽 員	39.7	5.3	97.2	95.5
ビ ル 清 掃 員	51.7	4.7	62.5	60.5

労働省—賃金構造基本統計調査 (昭和50年)

表 30 月間実労働時間数および出勤日数の推移（規模30人以上）

	月間実労働時間数						出勤日数	
	総実労働時間数		所定内		所定内		女	男
	女	男	時間	時間	時間	時間		
昭和35年	時間	時間	時間	時間	時間	時間	日	日
40	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
45	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
46	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
47	173.3	190.2	166.9	171.1	6.4	19.1	22.4	23.1
48	172.5	188.9	166.2	170.5	6.3	18.4	22.4	23.0
49	169.2	187.8	162.9	168.2	6.3	19.6	22.0	22.7
50	163.9	180.6	158.9	164.7	5.0	15.9	21.5	22.2
	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8

注) 40年以前はカービス業を含まない。

労働省—毎月勤労統計調査

表 3 1 主な週休制の形態別企業数および週休制の形態別労働者数の割合

(%)

(企業数)

	合計	週休 1日制	週休 1日半制	週休 2 日 制				その他
				計	完全	月3回	隔週	月1回
調査産業計	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.6
昭和45年	100.0	83.1	3.4	13.2	1.0	0.3	3.5	6.8
47	100.0	65.6	3.8	30.0	1.5	0.6	6.9	15.3
48	100.0	53.9	3.2	42.8	2.4	1.3	9.3	12.1
49	100.0	53.7	2.0	44.2	4.6	2.3	9.9	14.3
50								

(労働者数)

	合計	週休 1日制	週休 1日半制	週休 2 日 制				その他
				計	完全	月3回	隔週	月1回
調査産業計	100.0	71.4	7.6	17.9	4.5	1.1	3.9	5.5
昭和45年	100.0	58.2	5.5	35.9	5.8	2.0	9.9	11.3
47	100.0	41.0	3.9	54.7	9.9	2.7	12.8	17.2
48	100.0	29.2	3.2	67.5	16.4	4.6	13.4	16.3
49	100.0	26.2	2.5	70.9	21.8	5.6	13.1	14.1
50								

注) 1 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のもの及び不明のものをいう。

2 サービス業を除く8大産業についてのものである。

3 「週休1日半例」とは、週6労働日のうち1日が半日のものをいう。

労働者-労働時間制度調査

表 3.2 女子の採用の有無および採用条件の相違の有無別事業所構成比

(%)

		同職種、同部門 への女子の採用			採用する場合の男女の採用条件の相違 (M・A)									
		計	全し く採 用い	採 用す る	不 明	採 用す る計	学 歴制 限	年 令制 限	資 格技 能件	身 用形 分態	女は 子不 既婚 採用	そ の 他	採用 男女 条件 はじ	
企 業 規 模	計	学 卒	100.0	8.3	87.7	4.0	100.0	20.8	7.0	11.3	1.8	9.3	8.6	60.9
		中 途	100.0	9.9	82.7	7.3	100.0	10.1	24.2	13.2	7.0	9.4	12.0	52.3
	1,000人	学 卒	100.0	5.2	93.8	1.0	100.0	29.4	10.0	10.0	1.7	14.4	9.4	48.9
		中 途	100.0	7.3	79.7	13.0	100.0	16.3	25.5	12.4	7.8	15.7	13.1	44.4
	300 ~ 999	学 卒	100.0	1.9	96.2	1.9	100.0	16.7	7.8	13.7	1.0	4.9	9.8	64.7
		中 途	100.0	4.7	91.5	3.8	100.0	5.2	24.7	11.3	8.2	6.2	14.4	54.6
100 ~ 299	学 卒	100.0	8.9	87.1	4.0	100.0	20.5	3.4	11.4	3.4	5.7	10.2	67.0	
	中 途	100.0	9.9	84.2	5.9	100.0	9.4	28.2	16.5	8.2	5.9	11.8	50.6	
30 ~ 99	学 卒	100.0	20.0	68.6	11.4	100.0	5.6	2.8	11.1	1.4	6.9	2.8	77.8	
	中 途	100.0	20.0	78.1	1.9	100.0	4.9	17.1	13.4	2.4	4.9	7.3	65.9	

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査（昭和49年）

表 3 3 女子を配置しない職種、部門の有無別事業所構成比

(%)

		女子を配置しない職種、部門の有無			
		計	有	無	不明
計		100.0	64.6	35.2	0.2
産 業	製 造 業	100.0	66.5	33.5	0.0
	卸売業、小売業	100.0	67.8	31.0	1.1
	金融・保険業	100.0	37.7	62.3	0.0
	不動産業	100.0	40.0	60.0	0.0
	運輸・通信業	100.0	84.8	15.2	0.0
	電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	76.5	23.5	0.0
	サービス業	100.0	62.8	37.2	0.0
	不 明	100.0	0	100.0	0.0

注) 職種、部門とも労働基準法第 63 条による女子の就業制限業務を除く。
労働省—女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和 49 年)

表 3 4 女子に対する教育訓練実施の有無別事業所構成比

(%)

		計	男女同じように受けさせる	種類は異なるが女子にも受けさせる	女子には受けさせない	教育訓練を実施していない
計		100.0	59.0	33.3	10.9	16.8
企 業 規 模	1,000 人～	100.0	45.3	42.7	8.3	3.6
	500 ～ 999 人	100.0	45.3	31.1	11.3	12.3
	100 ～ 299	100.0	34.3	32.4	12.7	20.6
	50 ～ 99	100.0	25.7	19.0	13.3	41.9

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和 49 年)

表 3 5 配置転換の有無別事業所構成比

(%)

		計	女配置転換がある	女配置転換はない	不明	配置転換ある場合の内容				
						計	男行っているように	特定範囲で職種特定している	希望のある場合の	その他
計		100.0	74.7	25.1	0.2	100.0	31.8	43.8	14.9	9.5
企業規模	1,000人～	100.0	82.8	16.7	0.5	100.0	28.3	40.9	18.9	11.9
	300～999人	100.0	82.1	17.9	0.0	100.0	36.8	41.4	13.8	8.0
	100～299	100.0	77.5	22.5	0.0	100.0	35.4	45.6	11.4	7.6
	30～99	100.0	49.5	50.5	0.0	100.0	28.8	53.8	9.6	7.7

労働省－女子の雇用管理に関する実施調査（昭和49年）

表 3 6 昇進、昇格の有無および女子を昇進昇格させない理由別事業所構成比

(%)

		計	役付がある	上位の資格がある	女子の機会はない	昇進、昇格の機会がない理由（ない=100）				役職者数		
						能力は劣る	女子は勤続年数が短い	女子の性格から補助的業務	その他	計	男	女
計		100.0	61.4	34.7	25.0	20.6	48.4	48.4	27.8	100.0	93.0	7.0
企業規模	1,000人～	100.0	62.5	44.8	19.3	24.3	48.6	45.9	27.0	100.0	95.0	5.0
	300～999人	100.0	62.3	38.7	24.5	15.4	53.8	57.7	26.9	100.0	91.7	8.3
	100～299	100.0	62.7	29.4	22.5	30.4	47.8	39.1	17.4	100.0	84.2	15.8
	30～99	100.0	57.1	17.1	38.1	15.0	45.0	50.0	35.0	100.0	82.0	18.0

注）複数回答である。

労働省－女子の雇用管理に関する事態調査（昭和49年）

表37 定年制の有無および決め方別企業構成比

(%)

区 分	調 査 対 象 企 業	定 め て い る					定めて いない	不 明
		計	一律に 定めて い る	男女別 に定め ている	職業の 種類別 に定め ている	その他		
調査産業計	100.0	74.1(100.0)	(70.7)	(23.5)	(3.9)	(1.9)	25.4	0.5
鉱 業	100.0	56.5(100.0)	(79.1)	(13.9)	(3.7)	(3.3)	43.5	-
建 設 業	100.0	39.2(100.0)	(81.2)	(11.7)	(6.5)	(0.7)	60.1	0.7
製 造 業	100.0	80.7(100.0)	(64.3)	(30.9)	(2.7)	(2.1)	19.1	0.2
卸売業、 小売業	100.0	81.9(100.0)	(78.2)	(19.0)	(0.9)	(2.0)	17.0	1.1
金融・保険業	100.0	94.1(100.0)	(75.5)	(18.9)	(2.8)	(2.8)	5.9	-
不動産業	100.0	84.6(100.0)	(74.4)	(20.9)	(2.8)	(1.9)	15.4	-
運輸・通信業	100.0	77.2(100.0)	(72.6)	(10.1)	(15.1)	(2.3)	22.5	0.3
電気・ガス・水 道・熱供給業	100.0	97.0(100.0)	(90.8)	(7.1)	(2.0)	(-)	3.0	-
サービス業	100.0	64.6(100.0)	(75.2)	(19.4)	(4.4)	(1.1)	34.5	0.9

注) () 内の数字は定年制を定めている企業を100とした割合である。

労働省一雇用管理調査(昭和51年)

表38 男女別定年制における定年年齢別企業構成比

(1) 男 子

(%)

	男女別定年 制のある企業	～ 54才	55才	56才	57才	58才	59才	60才	61～ 64才	65才	66才 ～	不 明
48年	100.0	-	49.5	2.7	4.0	5.5	-	35.6	0.4	2.3	-	-
51年	100.0	0.4	39.0	6.5	8.2	6.6	0.6	36.9	0.2	2.1	0.4	0.1

(2) 女 子

	男女別 定年制 のある 企 業	～ 35才	36～ 39才	40才	41～ 44才	45才	46～ 49才	50才	51～ 54才	55才	56～ 59才	60才	61才 ～	不 明
48年	100.0	2.5	-	10.1	0.1	15.9	2.5	39.3	2.5	25.1	0.5	1.5	-	-
51年	100.0	5.4	0.2	4.9	0.8	15.5	2.4	32.4	7.0	25.6	3.7	1.0	1.0	0.2

労働省一雇用管理調査

表 39 定年制規定方法別企業構成比

(%)

	定年制を定めている				一律に定めている				男女別に定めている				職業の種類別に定めている				その他			
	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行	計	労働協約	就業規則	慣行
計	100.0	17.3	88.7	1.5	100.0	15.9	90.9	0.9	100.0	19.5	86.7	2.1	100.0	24.1	95.1	1.7	100.0	13.1	72.0	37.1
5,000人以上	100.0	66.1	73.1	—	100.0	75.0	62.5	—	100.0	43.6	100.0	—	100.0	55.6	88.9	—	100.0	33.8	100.0	—
1,000～4,999人	100.0	45.0	83.6	0.5	100.0	49.2	77.2	0.6	100.0	39.6	91.8	0.4	100.0	33.3	88.9	—	100.0	56.3	93.8	—
300～999	100.0	35.5	86.0	1.2	100.0	37.4	84.2	0.9	100.0	32.5	86.5	—	100.0	33.4	94.0	—	100.0	32.3	100.0	31.3
100～299	100.0	21.0	88.4	1.3	100.0	20.0	87.6	0.4	100.0	21.1	89.2	2.8	100.0	32.3	93.1	—	100.0	—	—	—
30～99	100.0	10.2	91.6	1.8	100.0	8.8	94.3	1.1	100.0	13.7	84.3	2.2	100.0	14.0	96.6	3.2	100.0	—	56.2	43.8

労働省一雇用管理調査（昭和49年）

表40 男女別定年制の有無およびその実施理由別事業所機械比

(%)

	計	男女別定年制 有	男女別定年制 無	男女別定年制有の場合の理由 (M・A)					その他
				男女別定年制 有 計	慣例 世間一般の通念、	男女の体力差から	男女の能力差から	女子の業務の特殊性等	
計	1000	271	729	100.0	58.4	59.4	50.7	18.2	13.9
企業規模	1000人～	245	755	100.0	61.7	468	31.9	19.1	14.9
	500～999人	32.7	62.3	100.0	60.0	32.5	32.5	20.0	17.5
	100～299	22.5	77.5	100.0	65.2	50.4	21.6	26.1	15.0
	30～	25.7	74.3	100.0	44.4	44.4	33.3	7.4	7.4
労働組合	有	27.4	72.6	100.0	62.4	40.9	32.3	17.2	15.1
	無	26.2	73.8	100.0	48.8	57.2	27.9	20.9	11.6
	不明	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

労働省一女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和49年)

表 4 1 過去 2 年間に於ける男女別定年延長の場合の定年年齢の変化

(1) 男 子

	男子の 年齢を 延長し た企業	～ 54才 ↓ 55才 ～	55才 ↓ 56才	55才 ↓ 57才	55才 ↓ 58才	55才 ↓ 59才	55才 ↓ 60才	55才 ↓ 61才 ～	56才 ↓ 57才 ～	57才 ↓ 58才 ～	58才 ↓ 59才 ～	59才 ↓ 60才 ～	60才 ↓ 61才 ～
調査産業計	100.0 [7. 0]	-	26.5	15.6	9.6	-	22.1	-	0.6	3.5	12.7	4.6	4.7

(2) 女 子

	女子の 年齢を 延長し た企業	～ 35才 ↓ 36才 ～	40才 ↓ 41才 ～	40才 ↓ 42才 ～	45才 ↓ 46才 49才	45才 ↓ 50才 ～	50才 ↓ 51才 54才	50才 ↓ 55才	50才 ↓ 56才 ～	55才 ↓ 56才 ～	60才 ↓ 61才 ～	その 他
調査産業計	100.0 [5. 5]	4.7	-	37.4	0.1	7.2	15.5	4.8	7.6	11.8	-	10.9

注) () 内の数字は、現在、男女別定年制をとっている企業のうち、過去 2 年間に男女別定年制の形のまま、定年年齢を延長した企業の占める割合である。

労働省 - 雇用管理調査 (昭和 51 年)

表4.2 女子のみに適用される退職制の有無、種類別事業所構成比 (%)

	女子のみに適用される退職制			退職制の種類 (M・A)				その他
	計	有	無	女子に特有な退職制	結婚退職制	妊娠・出産退職制	妻の退職の場合の結婚退職制	
計	100.0	7.9	92.1	100.0	70.0 (5.5)	25.0 (2.0)	12.5 (1.0)	12.5 (1.0)
企業規模								
1,000人～	100.0	8.9	91.1	100.0	82.4 (7.3)	17.6 (6.6)	5.9 (0.5)	5.9 (0.5)
300～999人	100.0	8.5	91.5	100.0	66.7 (5.7)	33.3 (2.8)	11.1 (0.9)	22.2 (1.9)
100～299	100.0	8.8	91.2	100.0	66.7 (5.9)	11.1 (1.0)	33.3 (2.9)	22.2 (2.0)
30～99	100.0	4.8	95.2	100.0	40.0 (1.9)	60.0 (2.9)	—	—
労働組合								
有	100.0	8.6	91.4	100.0	75.9 (6.5)	20.7 (1.8)	6.9 (0.6)	10.3 (0.9)
無	100.0	6.7	93.3	100.0	54.5 (3.7)	56.4 (2.4)	27.3 (1.8)	18.2 (1.2)
不明	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—

注) () 内は全事業所を100とした場合の数字である。

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査 (昭和49年)

表 43 女子に特有な退職制の規定状況

結婚退職制 規定方法					妊娠・出産退職制 規定方法					職場結婚の場合 の妻の退職制 規定方法					その他 規定方法				
計	就業 規則	労働 協約	内規・ 念書	慣行・ その他	計	就業 規則	労働 協約	内規・ 念書	慣行・ その他	計	就業 規則	労働 協約	内規・ 念書	慣行・ その他	計	就業 規則	労働 協約	内規・ 念書	慣行・ その他
100.0	27.6	13.8	3.4	55.2	100.0	50.0	10.0	—	40.0	100.0	—	—	—	100.0	100.0	60.0	20.0	—	20.0

注) 複数回答である。

労働省—女子の雇用管理に関する実態調査(昭和49年)

表 44 男女平等に関する意識

イ. 職場においては男女は平等に扱われているか

(%)

	平等である	平等でない	一概にいない	わからない
総 数	16	58	12	14
男	21	57	13	9
女	13	59	10	18
うち有職の者	16	61	9	14
無職の者	11	58	11	20

総理府—男女平等に関する世論調査（昭和50年）

ロ. 職場によって女性が男性と同じ扱いを受けていないところがあるのを
どう思うか

(%)

区 分		当然だ	やむを得ない	よくない	わからない
男	総 数	14	49	26	11
	小 計	17	52	23	8
	20~29歳	17	49	26	8
	30~39	18	51	24	7
	40~49	16	55	22	7
	50~59	15	53	26	6
	60以上	18	48	18	16
女	小 計	12	48	28	12
	20~29歳	7	42	45	6
	30~39	8	52	31	9
	40~49	14	50	26	10
	50~59	14	52	21	13
	60以上	16	42	13	29
職場女性 にの お平 け等 る感	平等である	16	52	22	10
	平等でない	13	51	30	6
	一概にいない	12	50	26	12
	わからない	15	39	16	30

総理府—男女平等に関する世論調査（昭和50年）

ハ。結婚や出産を機会に勤めをやめることをどう思うか

(%)

	当然だ	やむを得ない	よくない	わからない
総 数	19%	60	13	8
男	22%	58	12	8
女	17%	61	13	9
女 { 子供有	18%	61	12	9
女 { 子供無	12%	66	14	8

総理府—男女平等に関する世論調査（昭和50年）

ニ。結婚や出産を機会に勤めをやめるのはよくない理由

(%)

一生を通じて職業をもつことはよいことである	44
女性は仕事というものを安易に考えすぎる	24
女性が男性と差別される原因となる	21
職業によっては職場復帰が望まれる場合がある	20
妻も家計を支えるべきである	19
その他	5
わからない	8

注）複数回答である。

総理府—男女平等に関する世論調査（昭和50年）

ホ。条件がととのえば勤めをやめなくなると思うか

(%)

勤めをやめなくなる	47
そうは思わない	18
一概にいえない	28
わからない	7

総理府—男女平等に関する世論調査（昭和50年）

へ、女性の保護等に関する措置が女性の職場を限られたものにするか

(%)

	そう思う	そうは思わない	わからない
総 数	58	23	19
男	61	26	13
女	56	22	22

総理府一男女平等に関する世論調査（昭和50年）

ト、女子の雇用管理制度、慣行に対する意識

(%)

区 分	計	不のる 合でべ 理改き なめ	あやえ るむな 程度を い	実み 情てか 当ら然	わな か らい	不 明
採用条件の男女の相違	100.0	27.9	54.3	64	9.7	1.7
初任給額の男女の相違	100.0	36.5	43.1	9.9	9.2	1.3
昇進・昇格上の男女異なる扱い	100.0	24.7	49.7	14.9	9.7	1.0
昇給上の男女異なる扱い	100.0	31.4	47.3	12.0	8.3	1.0
研修・教育訓練の実施上の男女異なる扱い	100.0	24.5	40.7	14.9	18.2	1.7
定年年令の男女の相違	100.0	32.8	30.5	9.7	24.7	2.3
結婚・妊娠・出産退職制	100.0	53.5	20.7	8.6	15.1	1.9
職場結婚の場合の妻の退職制	100.0	61.2	16.5	3.9	16.4	2.0
結婚・妊娠・出産等による身分変更制	100.0	64.5	13.4	2.9	17.0	2.2
諸手当の支給、福利厚生上の男女異なる扱い	100.0	69.5	8.3	2.1	18.1	1.9

労働省一女子の雇用管理に関する実態調査（昭和49年）

チ、既婚婦人の就労のための制度、施設の希望

(%)

保育施設など	60
育児休暇制度	21
再雇用制度	15
パートタイム雇用機会の増大	14
再教育、再訓練制度	7
ホームヘルパー制度	6
そ の 他	1
不 明	17

注)複数回答である

労働省婦人少年局・総理府広報室一

既婚婦人の就労に関する世論調査（昭和46年）

表 45 女子労働者および有夫者に占める出産者の割合

(%)

区 分	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合
計	2.7	6.4
鉱 業	1.4	2.5
建 設 業	1.1	2.0
製 造 業	3.4	7.1
卸 売 業 , 小 売 業	1.3	5.6
金 融 ・ 保 険 業	1.4	4.2
不 動 産 業	0.8	3.1
運 輸 ・ 通 信 業	3.1	8.5
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	2.3	7.9
サ ー ビ ス 業	2.6	6.1
30～99人	2.3	4.2
100～499人	2.9	7.6
500人以上	2.9	10.7

労働省—女子保護実施状況調査（昭和49年度）

表 46 1人平均産前産後休業日数

(日)

		産 前	産 後
総	数	362	479
鉱	業	380	458
建 設	業	368	437
製 造	業	355	481
卸 売 業 , 小 売 業		392	457
金 融 ・ 保 險	業	323	466
不 動 産	業	363	500
運 輸 ・ 通 信	業	403	477
電気・ガス・水道・熱供給業		370	447
サ ー ビ ス	業	363	489

労働省—女子保護実施状況調査（昭和49年度）

表 47 妊娠中の軽易業務転換および育児時間請求者の割合

(%)

区 分	軽易業務転換者	育児時間請求者
総	12.2	18.7
鉱	7.8	13.6
建 設	7.2	25.2
製 造	14.2	12.0
卸 売 業 , 小 売 業	7.1	9.9
金 融 ・ 保 險	3.0	23.2
不 動 産	10.2	16.7
運 輸 ・ 通 信	19.3	56.3
電気・ガス・水道・熱供給業	—	32.9
サ ー ビ ス	8.7	27.3

労働省—女子保護実施状況調査（昭和49年度）

表48 生理休暇の請求状況

	生理休暇 請求者の あった事 業所の割 合(注1)	生理休暇 請求者の 割合 (注2)	請求者1 人当たり 年間休暇 請求回数	請求者1 人当たり 平均年間 休暇日数	女子労働 者1人当 たり年間 休暇日数
総 数	31.9%	20.0%	6.9 (回)	9.1 (日)	1.8 (回)
鉱 業	14.1	16.4	5.6	8.8	1.4
建 設 業	14.9	11.8	7.6	8.8	1.0
製 造 業	35.7	22.4	6.5	8.2	1.8
卸売業,小売業	30.4	12.8	7.0	7.7	1.0
金融・保険業	30.7	13.4	6.2	7.8	1.0
不動産業	32.4	22.7	6.7	7.9	1.8
運輸・通信業	35.4	38.7	8.3	13.8	5.3
電気・ガス・水道 熱 供 給 業	45.6	16.4	6.2	8.6	1.4
サービス業	30.9	16.3	7.8	9.7	1.6
30～99人	22.4	10.5	6.9	8.8	0.9
100～499人	56.6	24.6	6.7	8.8	2.2
500人以上	82.1	28.0	7.2	9.7	2.7

注) 1 調査事業所総数=1000

2 女子労働者=1000

労働省-女子保護実施状況調査(昭和49年度)

表49 母性保護規定等の実施事業所の構成比

00

	妊娠中の通院 休暇ありの事 業所	妊婦の通勤送 迎措置ありの 事業所	妊娠障害休暇 ありの事業所	企業内保育施 設ありの事業 所
計	23.9	13.9	23.1	2.6
製 造 業	22.0	7.2	23.2	3.1
卸売業、小売業	20.8	9.7	21.5	0.0
金融・保険業	25.8	29.4	15.7	2.9
運輸・通信業	27.5	19.7	23.5	2.2
サービス業	30.2	21.7	31.4	6.5
30～99人	23.1	14.0	22.4	1.8
100～499人	25.8	13.5	25.0	4.5
500人 以上	29.5	15.2	27.6	9.2

注) 1 妊娠、出産に伴う健康管理について、労働基準法の規定を上回る規定等である。

2 産業別は主要産業を掲げた。

但し、計には全産業が含まれている。

3 全調査事業所＝100.0とした割合

労働省—女子保護実施状況調査（昭和49年度）

表 50 育児休業制度実施実業所および育児休業制度利用者の割合

(%)

	事業所の割合	利用者の割合
計	5.7	36.7
製 造 業	7.1	24.9
卸売業、小売業	3.6	17.3
金融・保険業	2.2	69.2
運輸・通信業	9.4	68.8
サービス業	4.5	34.6
30 ～ 99 人	4.4	29.1
100 ～ 499 人	8.8	30.2
500 人以上	15.0	49.6

労働省—女子保護実施状況調査（昭和49年度）

注) 1 主要産業のみを掲載した。但し、計には全産業が含まれている。

2 利用者の割合＝ $\frac{\text{育児休業利用者}}{\text{育児休業ありの事業所の育児者}}$

表 51 妊娠・出産による退職者の推移（妊娠婦＝100）

（%）

	昭和35年	40	45	46	48	49
総 数	38.9	42.3	47.5	46.9	48.8	47.2
鉱 業	3.65	3.16	2.74	4.13	4.15	4.78
建 設 業	28.5	50.9	28.0	48.7	63.6	63.3
製 造 業	48.4	58.3	52.4	53.0	50.2	48.0
卸 売、小 売 業	67.5	64.2	64.2	64.4	69.8	63.6
金 融・保 險 業	38.0	41.8	48.8	39.6	48.3	43.6
不 動 産 業	82.9	82.7	74.5	69.9	87.4	83.1
運 輸・通 信 業	16.5	28.7	28.3	20.3	31.1	31.7
電 気・ガ ス・水 道 業	28.5	49.8	33.5	41.2	37.4	45.0
サ ー ビ ス 業	27.5	26.1	26.3	25.5	32.0	38.5
30～99人	43.6	54.9	50.1	50.3	49.8	45.3
100～499人	37.3	49.3	42.3	44.6	48.4	47.3
500人以上	35.8	44.4	51.6	46.7	48.2	49.4

労働省—女子保護実施状況調査

表 52 労働組員数および推定組織率の推移

（万人、%）

	女			男			組員総 数中に占 める女子 の比率
	労働組 員数	雇用者数	推 定 組織率	労働組 員数	雇用者数	推 定 組織率	
	万人	万人	%	万人	万人	%	%
昭 45	320	1089	29.4	828	2187	37.9	27.9
46	328	1104	29.7	841	2278	36.9	28.0
47	328	1102	29.8	849	2355	36.1	27.8
48	333	1213	27.5	864	2426	35.6	27.9
49	345	1187	29.1	887	2462	36.0	28.0
50	345	1190	29.0	902	2479	36.4	27.6

注）推定組織率＝ $\frac{\text{組員数}}{\text{雇用者数}} \times 100$

労働省—労働組合基本調査
総理府—労働力調査（各年6月）

表 53 産業別単位労働組合数および組合員数

(人, %)

	組合数	組合員数		組合員中 に占める 女子の比率	女子組合 員の産業 別構成比
		総数	女子		
全産業	69,333	12,472,974	3,445,776	27.6	100
農林狩猟業	834	75,524	11,317	15.0	0.3
漁業、水産、養殖業	122	36,144	1,595	4.4	0.0
鉱業	323	61,835	4,264	7.0	0.1
建設業	3,589	683,954	104,970	15.4	3.0
製造業	19,985	4,523,411	1,066,211	23.6	31.0
卸売業、小売業	5,444	787,600	323,322	41.0	9.4
金融・保険業	4,691	955,799	534,279	55.9	15.5
不動産業	162	19,250	4,028	21.1	0.1
運輸・通信業	14,233	2,040,017	213,027	10.4	6.2
電気・ガス・水道・ 熱供給業	1,313	227,801	20,400	9.2	0.6
サービス業	12,963	1,710,897	720,803	42.2	20.9
公務	5,422	1,311,591	430,354	32.8	12.5
分類不能の産業	252	39,052	11,006	28.1	0.3

労働省一労働組合基本調査(昭和50年6月)

表 54 認可保育所数および入所児童数の推移

(所, 人, %)

	計 (A)	公立 (B)	私立	$\frac{B}{A} \times 100$
施設数				
昭和30年	8,321	4,232	4,089	50.9
40	11,199	6,888	4,360	61.5
45	14,101	8,817	5,284	62.5
48	16,140	10,066	6,074	62.4
49	16,534	10,354	6,180	62.6
50	18,009	11,387	6,622	63.2
入所児童数				
30	653,727	340,936	312,791	52.2
40	829,740	498,872	326,334	60.1
45	1,131,361	690,344	441,017	61.0
48	1,375,567	843,733	531,834	61.3
49	1,422,555	873,197	549,358	61.1
50	1,674,690	1,074,506	602,184	64.1

厚生省一社会福祉行政業務報告(各年4月)

表 55 上級学校進学率の推移

(%)

	昭和35	40	45	46	47	48	49	50
高等学校進学率								
計	57.7	70.7	82.1	85.0	87.2	89.4	90.8	91.9
女	55.9	69.6	82.7	85.9	88.2	90.6	91.9	93.0
男	59.6	71.7	81.6	84.1	86.2	88.3	89.7	91.0
短大・大学進学率								
計	17.2	25.4	24.2	26.8	29.2	31.2	32.2	33.9
女	14.2	20.4	23.5	25.9	28.4	30.8	32.2	33.5
男	19.7	30.1	25.0	27.6	30.0	31.6	32.2	34.1

進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{卒業者数}} \times 100$

文部省一学校基本調査

表 56 関係学科別短大・大学在学生数

(%)

	大 学			短 大		
	計	女	男	計	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
人 文 科 学	13.1	3.62	6.7	21.1	23.9	3.3
社 会 科 学	41.7	15.0	49.0	10.9	6.9	36.1
理 学	3.0	2.0	3.3	0.0	0.1	0.0
工 学	20.2	0.8	25.5	6.7	0.3	47.1
農 学	3.6	1.5	4.2	1.2	0.2	7.4
保 健	4.3	7.6	3.4	2.9	3.0	1.9
商 船	0.1	—	0.1	—	—	—
家 政	1.8	8.1	0.0	27.9	32.2	0.5
教 育	7.2	19.6	3.8	22.4	25.8	0.6
芸 術	2.4	6.4	1.3	5.1	5.5	2.8
そ の 他	2.7	2.8	2.7	1.8	2.1	0.2

文部省一学校基本調査(昭和50年)

表57 訓練科別の女子の占める割合

専 訓				認可高訓				総 訓			
訓練科	入校者数	うち女子	比率	訓練科	入校者数	うち女子	比率	訓練科	入校者数	うち女子	比率
	人	人	%		人	人	%		人	人	%
洋裁科	297	297	100.0	縫製科	74	74	100.0	販売科	18	10	55.6
和文タイブ科	44	44	100.0	一般事務科	26	26	100.0	建築製図科	35	11	31.4
トレーズ科	21	21	100.0	洋裁科	161	158	98.1	機械製図科	143	32	22.4
美容科	233	231	99.1	和裁科	43	42	97.7	電子計算機科	42	9	21.4
縫製科	375	367	97.9	経理事務課	152	114	75.0	公害検査科	24	3	12.5
一般事務科	136	129	94.9	デザイン科	103	73	70.9	冷暖空気調和機器設備科	34	3	8.8
経理事務課	196	183	93.4	洋服科	47	33	70.2	広告美術科	27	2	7.4
洋服科	91	82	90.1	工場管理科	20	13	65.0	製版・印刷科	69	5	7.2
縫印刷科	21	16	76.2	造船製図科	22	11	50.0	デザイン科	16	1	6.3
販売科	29	22	75.9	機械製図科	444	204	45.9	プラスチック科	26	1	3.8

注) 割合の高い訓練科をそれぞれ10科掲げた。

専訓一専修職業訓練校、認可高訓一都道府県立認可高等職業訓練校

総訓一総合高等職業訓練校

岩手省職業訓練局調べ(昭和50年)

表 58 出生、死亡、平均寿命の推移

	出 生		死 亡		平均寿命(才)	
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男
昭和25年	233.8 万件	28.1	90.5 万件	10.9	62.9	59.5
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.7	63.6
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.1	65.3
40	182.4	18.6	70.0	7.2	72.9	67.7
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.7	69.3
47	203.8	19.3	68.3	6.5	70.5	75.9
48	208.2	19.4	70.9	6.6		
49	202.9	18.6	71.1	6.5	76.3	71.2
50	190.0	17.2	69.8	6.3	76.9	71.7

注 50年の出生、死亡は概数である。

厚生省—人口動態統計・簡易生命表

表 59 平均初婚年齢の推移

	夫の初婚年齢	妻の初婚年齢	年 齢 差
昭和5年	27.3	23.2	4.1
15	29.0	24.6	4.4
22	26.1	22.9	3.2
25	25.9	23.0	2.9
30	26.6	23.8	2.8
35	27.2	24.4	2.8
40	27.2	24.5	2.7
45	26.9	24.2	2.7
46	26.8	24.2	2.6
47	26.7	24.2	2.5
48	26.7	24.3	2.4
49	26.8	24.5	2.3

厚生省—人口動態統計

表 60 婚姻件数および婚姻率の推移

年 次	婚 姻 数 (千 件)	婚 姻 率 (人 口 千 対)
大 正 9 ~ 13 年	521	9.1
14 ~ 昭 和 4	502	8.1
昭 和 5 ~ 9	503	7.6
10 ~ 14	575	8.2
15 ~ 18	720	10.0
22 ~ 24	910	11.5
25 ~ 29	689	8.1
30 ~ 34	776	8.6
35 ~ 39	917	9.7
40	955	9.8
41	940	9.5
42	953	9.6
43	956	9.5
44	984	9.7
45	1,029	10.0
46	1,091	10.5
47	1,100	10.4
48	1,072	9.9
49	1,000	9.1
50	934	8.5

注)1 昭和39年以前は各期間の年平均である。

2. 50年については概数である。

厚生省—人口動態統計

表 61 離婚件数および離婚率の推移

年 次	離 婚 数 (千件)	離婚率 (人口千対)
大 正 9 ~ 13 年	53	0.92
14 ~ 昭和 4	51	0.82
昭 和 5 ~ 9	50	0.76
10 ~ 14	46	0.66
15 ~ 18	48	0.67
22 ~ 24	80	1.01
25 ~ 29	79	0.93
30 ~ 34	73	0.81
35 ~ 39	70	0.74
40	77	0.79
41	79	0.81
42	83	0.84
43	87	0.87
44	91	0.90
45	96	0.93
46	104	0.99
47	108	1.02
48	112	1.04
49	114	1.04
50	119	1.08

注)1. 昭和 39 年以前は各期間の年平均である。

2. 50 年については概数である。

厚生省—人口動態統計

表 62 出生順位別にみた年次別母の平均年齢の推移

(才, %)

	総 数	出産時の母の年齢			年間出生件数における割合		
		第 1 児	第 2 児	第 3 児	第 1 児	第 2 児まで	第 3 児まで
昭 25	28.7	24.4 才	26.7 才	29.4 才	27.2 %	51.1 %	71.7 %
30	28.2	24.8	27.2	29.5	33.1	59.2	78.5
35	27.2	25.4	27.8	29.9	44.5	77.1	90.9
40	27.4	25.7	28.3	30.3	47.5	85.1	96.2
45	27.5	25.6	28.3	30.6	45.4	84.4	97.1
49	27.3	25.6	27.9	30.4	45.6	84.3	97.5

厚生省一人口動態統計

表 63 各国における従業上の地位別女子就業者構成比

				(%)			
国名			年	総数	自営主	家族従業者	雇用者
				千人			
カナダ			1973	100.0(3,310)	3.4	3.4	92.6
アメリカ			1972	100.0(33,320)	4.5	2.2	92.3
メキシコ			1970	100.0(2,503)	25.8	7.0	65.7
イスラエル			1973	100.0(353)	13.0	7.6	76.2
フィリピン			1970	100.0(3,929)	23.3	27.0	41.0
韓国			1972	100.0(3,818)	20.3	50.3	26.9
イタリア			1972	100.0(5,110)	14.5	15.8	66.3
フランス			1962	100.0(6,585)	12.2	18.7	67.5
西ドイツ			1972	100.0(9,899)	5.3	12.7	82.0
ベルギー			1973	100.0(1,350)	11.6	8.2	75.2
イギリス			1966	100.0(8,863)	4.0	1.5	91.5
オーストリア			1973	100.0(1,176)	29.3	...	70.7
デンマーク			1973	100.0(991)	3.3	11.4	85.4
スウェーデン			1973	100.0(1,357)	1.8	5.1	97.5
フィンランド			1970	100.0(893)	6.7	12.7	80.6
チェコスロバキヤ			1961	100.0(2,660)	3.4	1.1	73.8
ポーランド			1970	100.0(7,795)	16.0	27.9	56.0
ハンガリー			1970	100.0(2,055)	1.5	1.8	77.5
オーストラリア			1971	100.0(1,691)	8.1	1.3	88.4
日本			1970	100.0(20,776)	12.7	32.2	52.9

注) 1 ()内は実数

2 総数は「その他および地位不詳」の数字を含むため地位計は100%にならない。

ILO-国際労働経済統計年鑑 1973 年版

表 64 各国における就業者総数および雇業者総数中に占める女子の比率

(男女計=100%)

国名	年	就業者総数中に占める女子の割合	雇業者総数中に占める女子の割合
		%	%
カナダ	1974	34.2	46.5
アメリカ	1973	38.0	38.8
メキシコ	1970	19.2	20.4
イスラエル	1973	31.6	32.8
フィリピン	1970	31.9	32.8
韓国	1972	36.4	26.7
イタリア	1972	26.9	25.6
フランス	1968	34.9	34.0
西ドイツ	1972	36.6	35.2
ベルギー	1973	33.7	32.7
イギリス	1966	35.7	36.2
オーストリア	1973	38.7	36.1
フィンランド	1970	42.1	43.4
デンマーク	1973	40.6	42.2
スウェーデン	1972	37.1	39.5
ハンガリー	1970	41.1	40.7
チェコスロバキヤ	1961	41.0	37.6
ポーランド	1970	46.0	39.7
オーストラリア	1971	31.7	32.8
日本	1970	50.3	32.4

表 65 各国における産業別雇用者数

(万人)

	カナダ 1974年		アメリカ 1973年		フランス 1968年		西ドイツ 1972年		イタリヤ 1972年		イギリス 1966年		日本 1970年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
総数	306	547	3,191	5,026	517	1,005	811	1,492	339	985	811	1,430	1,100	2,290
農林漁業	2	15	25	119	8	58	8	19	38	87	6	57	10	40
鉱業採石業	—	11	6	58	1	24	3	32	1	10	2	54	2	19
製造業	47	149	641	1,518	153	355	304	695	134	365	259	572	376	772
建設業	3	47	29	981	7	167	11	179	2	169	9	157	36	273
電気ガス水道衛生業	1	9	14	109	3	15	2	18	1	19	5	36	3	26
商業	78	103	920	1,093	100	126	174	234	37	90	175	162	289	380
運輸倉庫通信業	11	51	104	320	24	89	27	116	6	81	26	130	39	273
サービス業	151	130	1,448	1,108	221	169	258	223	120	165	325	279	344	506

注) 1 分類不能の産業を除いてあるので計は必ずしも総数と一致しない。

2 産業分類は国際命名法による。

表 66 各国における男女賃金格差

(非農林業労働者)

(男子=100)

年	フランス	西ドイツ	イギリス	オーストラリア	デンマーク	スイス
1965	83.1	68.1	59.5	71.9	71.3	61.9
1966	83.1	68.8	59.9	71.5	72.2	62.6
1967	83.5	69.3	59.7	72.4	73.0	61.1
1968	85.6	69.5	59.5	71.6	73.7	61.8
1969	86.8	69.5	59.6	72.8	73.5	62.1
1970	86.9	69.2	59.9	73.9	73.6	62.3
1971	87.3	69.7	60.5	75.2	75.0	63.8
1972	87.8	70.0	60.7	78.4	75.7	63.3
1973	86.6	70.3	62.5	80.1	77.0	66.5
1974	—	—	—	84.3	80.9	—

注) 1 アメリカ合衆国は男女別の数字がないので掲載しない。

2 時間当り賃金格差を示す。

3 フランス、オーストラリアは賃金率、その他の各国は稼得賃金である。

ILO—国際労働経済統計年鑑

表 67 働く婦人の家設置状況 (昭和50年度末現在)

	県名	名 称	設置主体	設置年度
1	北海道	苫小牧市婦人ホーム	苫小牧市	43
2	"	帯広市婦人センター	帯広市	44
3	"	室蘭市勤労婦人センター	室蘭市	45
4	"	函館市働く婦人の家	函館市	46
5	"	名寄市 "	名寄市	47
6	"	北見市 "	北見市	48
7	"	留萌市 "	留萌市	49
8	"	小樽市勤労婦人センター	小樽市	"
9	青森	青森市 "	青森市	47
10	岩手	盛岡市 "	盛岡市	"
11	"	一関市働く婦人の家	一関市	49
12	宮城	石巻市 "	石巻市	"
13	"	泉市 "	泉市	48
14	"	白石市 "	白石市	49
15	秋田	大曲市 "	大曲市	47
16	"	仁賀保町 "	仁賀保町	48
17	福島	郡山市 "	郡山市	47
18	茨城	日立市婦人の家	日立市	43
19	"	総和町働く婦人の家	総和町	50
20	"	水戸市勤労婦人センター	水戸市	49
21	栃木	栃木市働く婦人の家	栃木市	46
22	群馬	群馬県	群馬県	33
23	埼玉	川越市婦人会館	川越市	44
24	"	埼玉県坂戸働く婦人の家	埼玉県	46
25	"	" 与野 "	"	49
26	"	" 大宮勤労婦人ホーム	"	㊦
27	"	" 戸田 "	"	㊦
28	"	" 羽生 "	"	㊦
29	"	" 春日部 "	"	㊦
30	"	" 加須 "	"	㊦
31	東京	八王子市婦人センター	八王子市	41
32	神奈川	神奈川県勤労婦人会館	神奈川県	28
33	新潟	見附市働く婦人の家	見附市	39
34	富山	高岡市 "	高岡市	48
35	"	氷見市 "	氷見市	49
36	"	礪波市 "	礪波市	50
37	石川	宇の気町 "	宇ノ気町	37

働く婦人の家設置状況

(つづき)

	県名	名 称	設置主体	設置年度
38	石 川	七尾市婦人センター	七尾市	42
39	"	松任市働く婦人の家	松任市	48
40	福 井	鯖江市勤労婦人会館	鯖江市	36
41	"	敦賀市働く婦人の家	敦賀市	47
42	"	春江町 "	春江町	49
43	"	芦原町 "	芦原町	50
44	山 梨	山梨市 "	山梨市	42
45	長 野	岡谷市婦人の家	岡谷市	39
46	"	松本市働く婦人の家	松本市	46
47	"	須坂市 "	須坂市	48
48	"	上田市 "	上田市	50
49	静 岡	三島市 "	三島市	46
50	愛 知	愛知県尾西勤労婦人ホーム	愛知県	36
51	"	岡崎市働く婦人会館	岡崎市	45
52	"	西尾市働く婦人の家	西尾市	45
53	"	名古屋市勤労婦人センター	名古屋市	48
54	大 阪	大阪府立勤労婦人ホーム	大阪府	38
55	"	大阪市勤労婦人センター	大阪市	49
56	"	豊中市働く婦人の家	豊中市	50
57	兵 庫	西脇市 "	西脇市	35
58	"	神戸市立 "	神戸市	43
59	"	伊丹市立 "	伊丹市	46
60	"	尼崎市勤労婦人センター	尼崎市	48
61	和歌山	和歌山県働く婦人の家	和歌山県	48
62	鳥 取	鳥取市 "	鳥取市	47
63	岡 山	倉敷市立児島 "	倉敷市	37
64	"	総社市働く婦人の家	総社市	50
65	広 島	福山市福山勤労婦人センター	福山市	43
66	"	福山市松永勤労婦人センター	福山市	50
67	山 口	下関市勤労婦人センター	下関市	48
68	香 川	白鳥町働く婦人の家	白鳥町	45
69	愛 媛	今治市 "	今治市	38
70	福 岡	久留米市立勤労婦人センター	久留米市	48
71	佐 賀	唐津市働く婦人の家	唐津市	49
72	熊 本	熊本市勤労婦人センター	熊本市	48
73	大 分	別府市婦人会館	別府市	44

注) ㊦は県単独設置のものである。

表 68 内職相談センター設置状況

(50年度末現在)

施設名	設置年	施設名	設置年
北海道立札幌内職相談センター	33	岐阜県家内労働相談所	33
北海道立函館内職相談センター	45	静岡県内職指導センター	33
青森県内職相談センター	37	愛知県内職相談センター	31
岩手県内職公共職業補導所	35	三重県内職相談センター	37
宮城県内職相談センター	36	滋賀県内職相談センター	38
山形県内職相談センター	41	京都府内職指導所	44
福島県福島内職相談センター	35	大阪府立職業サービスセンター	30
福島県いわき内職相談センター	38	兵庫県立内職公共職業補導所	32
茨城県内職相談センター	33	奈良県内職相談センター	48
栃木県中央内職相談センター	36	和歌山県内職相談センター	38
栃木県県南内職相談センター	41	鳥取県内職相談所	36
群馬県内職相談センター	37	島根県内職相談センター	38
埼玉県浦和内職相談センター	34	岡山県内職公共職業補導所	32
埼玉県熊谷内職相談センター	44	山口県内職公共職業補導所	32
千葉県内職相談センター	33	徳島県内職相談所	39
東京都江東内職公共職業補導所	31	香川県内職相談所	34
東京都足立内職公共職業補導所	36	高知県立内職相談センター	33
東京都港内職公共職業補導所	40	福岡県福岡内職公共職業補導所	30
神奈川県立内職指導センター	30	福岡県内職公共職業補導所筑豊支所	41
新潟県内職相談センター	45	佐賀県内職相談センター	43
富山県内職公共職業補導所	42	長崎県内職相談センター	35
石川県内職公共職業補導所	38	大分県内職相談センター	33
山梨県立婦人労働開発センター	39	鹿児島県内職公共職業補導所	47
長野県内職公共職業補導所	32	沖縄県立内職相談センター	47

表69 ターミナル職業相談室設置状況

(51.7.1現在)

名 称	所 在 地	設 置 場 所	管 轄 安定所
三 宮	神戸市灘合区御幸通8丁目1-26	ケイ・エスビル2階	神 戸
名古屋	名古屋市市中村区笹島町1-222 (国鉄名古屋駅前地下街商店街)	菱信ビル地下1階	名古屋 北
横 浜	横浜市西区南幸町1-3-1 (横浜駅西口)	横浜岡田屋百貨店9階	横 浜
梅 田	大阪市北区小塚町3番地 (阪急梅田駅構内)	阪急梅田駅構内	天 満
浜松町	東京都港区芝浜松町3の5 (国電浜松町駅南口)	東京モノレールビル1階	芝園橋
札 幌	札幌市中央区南二条町西二丁目	金市館7階	札 幌
東 京 八重洲	東京都中央区八重洲4の1 (東京駅八重洲口)	東京駅八重洲大地下街	飯田橋
阿倍野	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1～5～36	阿倍野センタービル 地下1階	阿倍野
広 島	広島市胡町5番1号	鶴三越広島支店6階	広 島
仙 台	仙台市中央4丁目1番1号	エンドー駅前ビル6階	仙 台
福 岡	福岡市博多区福園町7番20号	錦洲上デパート6階	福 岡
川 崎	川崎市川崎区小川町1	錦さいか屋(百貨店) 6階	川 崎
岡 山	岡山市中山下2-4-1	天満屋バスステーション 2階	岡 山
静 岡	静岡市鷹匠1丁目1番1号	錦新静岡センター6階	静 岡
北九州	北九州市小倉北区鷹借町 1丁目6-15	錦ユニード小倉店4階	小 倉
大 宮	大宮市大門町2丁目73番地	大宮中央デパート2階	大 宮
浜 松	浜松市田町321番地	遠鉄名店ビル6階	浜 松

〔参考〕

雇用、職業上の男女平等に関する裁判例

判決年月日	判決裁判所	事 件 名	被 告 (被申請人)	原 告 (申請人)	判 決 の 概 要
<結婚退職等> 41. 12. 20	東京地裁	雇用関係確認等請求事件	住友セメント株式会社	鈴木 節子	民法第90条公序良俗違反、原告勝訴、会社側控訴後84.5.7和解
42. 9. 26	神戸地裁	従業員の地位確認等請求事件 (結婚退職)	豊田産業株式会社	勝野 睦生	公序に反し、権利の正当な行使の範囲を逸脱、原告勝訴(確定)
43. 3. 29	神戸地裁	休職処分無効確認等請求事件 (結婚退職)	学校法人神戸学院大学	樋口 睦子	休職処分を有効とする事由が認められない。
45. 8. 26	名古屋地裁	地位保全等仮処分申請事件	山一証券株式会社	尾関 広子	民法第90条公序良俗違反、民法第14条、第15条、24条の精神に反する。申請原告(確定)
46. 12. 10	大阪地裁	仮処分申請事件	三井造船株式会社	末浪 和美	民法第90条公序良俗違反、申請原告(会社側控訴)中であったが48.11月和解成立、備託として覆審
<若年定年> 44. 7. 1 47. 2. 12	東京地裁 和解成立	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男子55歳、女子30歳)	東急機械工業株式会社	志賀 恵子	民法第90条公序良俗違反、申請原告(会社側控訴)
46. 3. 18 46. 4. 1	盛岡地裁 和解成立	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男子55歳、女子31歳)	岩手県信用農業協同組合連合会	大沢 栄子	民法第90条公序良俗違反、申請原告(確定)
47. 4. 28 47. 6. 9	名古屋地裁 名古屋地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男子55歳、女子30歳)	名古屋放送株式会社 名古屋放送株式会社	大木 清子 大木 清子	憲法第14条の精神に反し、民法第90条公序良俗に違反、申請原告
48. 4. 27	名古屋地裁	本訴第一審 地位確認等請求事件(女50歳)	名古屋放送株式会社	大木 清子 大木 清子	原告勝訴 (会社側控訴) 申請人勝訴(確定)
48. 5. 25 48. 5. 26	名古屋地裁 (30歳定年制を適用しないことと労働関係法成立)	解雇禁止仮処分申請事件	名古屋放送株式会社	大木 清子 大木 清子	被控訴人勝訴 (地裁判決と同趣旨)(確定)
49. 9. 30	名古屋地裁	地位確認等請求事件 (第二審)	名古屋放送株式会社	大木 清子	

判決年月日	判決地	事件名	被告(被申請人)	原告(申請人)	判決の概要
46. 4. 8 <男女別定年>	東京地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男55歳, 女50歳)	日産自動車 株式会社	中本 三 郎	申請人敗訴 男女別定年制(男子55歳, 女子50歳)とする就業規則が会社の就業内容, 女子従業員の職種等からみて合理的根拠を有する。
47. 5. 29	山形地裁	地位保全仮処分申請事件 (定年年齢男子55歳, 女子45歳)	鶴岡市農業協同組合	藤 子 江	女性であることを理由として性別による差別を規定した就業規則の条項は無効 申請認容(確定)
48. 3. 12	東京高裁	地位保全仮処分申請事件(第一審)	日産自動車 株式会社	中本 三 郎	申請人敗訴 男女別定年制(男子55歳, 女子50歳)とする就業規則が会社の就業内容, 女子従業員の職種等からみて合理的根拠を有する。
48. 3. 23	東京地裁	雇用関係存続確認請求(本訴 第一審)	"	"	原告勝訴(会社側敗訴中) 男女の生理的機能に差があるとしても直ちに定年年齢については5歳の差を認める程労働能力に差があるとは認められず, 合理的理由とはならない。よって民法第90条により無効
48. 12. 11	静岡地裁	地位保全仮処分申請事件 (男57歳, 女47歳)	伊豆シャボテン 園 公 司	原くに, 日吉 栄子ほか3人	申請人勝訴 民法第90条公序良俗違反(会社側敗訴)
50. 2. 26	東京高裁	" (第二審)	"	"	被控訴人(申請人)勝訴(会社側勝訴止告)
50. 8. 29	最高裁	地位保全仮処分申請特別上告事件	伊豆シャボテン 園 公 司	原くに他4名	上告棄却
50. 4. 10 <男女別賃金>	秋田地裁	不当利得返還請求事件	株式会社相互銀行	堀田屋圭子 ほか6人	原告勝訴 男女別本人給表を適用すること及び扶養家族の有無別本人給表を実施し, 扶養家族のない男子には別に調整給を支給して扶養家族のある場合と同額の本人給を支給することは労働法第4条に違反(確定)

昭和51年9月30日 発行

婦 人 労 働 の 実 情

— 昭 和 50 年 —

婦人労働資料 No. 133

発 行 労働省婦人少年局

郵便番号 100

東京都千代田区大手町1の3の1

印 刷 大 蔵 省 印 刷 局

正 誤 表

頁 位 置	誤	正				
7 下から3行目	<u>70万人</u>	<u>75人</u>				
52 表3 就業有女全産業雇用有	48年 1,157	1,187				
49 表19 新規求人数 50年度	<u>131,204</u>	<u>114,235</u>				
・ 新規求人数と求人倍率との間を27フル線とし、注)の説明を訂正する。	求人倍率---新規求職者に対する <u>新規求人数</u> の割合 就職率---新規求職者に対する <u>就職者数</u> の割合 充足率--- <u>新規求人数</u> に対する <u>就職者数</u> の割合	求人倍率--- <u>有効求職者数</u> に対する <u>有効求人数</u> の割合 就職率--- <u>有効求職者数</u> に対する <u>就職件数</u> の割合 充足率--- <u>有効求人数</u> に対する <u>就職件数</u> の割合				
53 表25 1 } 資料出所 54 口 }	総理府	総理府・就業構造基本調査				
63 表30 表頭	<table border="1"><tr><td>所定内</td><td>所定外</td></tr></table>	所定内	所定外	<table border="1"><tr><td>所定内</td><td>所定外</td></tr></table>	所定内	所定外
所定内	所定外					
所定内	所定外					
68 表38. 表側	48年	49年				
91 表61 日本	<u>50.3</u>	<u>39.1</u>				

